

# 業 務 概 要

(令和5年度実績)



国立きぬ川学院

# ○学院の児童自立支援指針について

学院における自立支援方針は、主として恵まれた環境と規則正しい集団生活の中で、児童の情緒の養育と安定を図ることを目指している。

普段の生活では、寮担当である夫婦の専門職員と起居を共にし（小舎夫婦制）、集団生活の中で職員や他の児童との良好な人間関係や、生活指導を通じて日常生活に必要な基本的生活習慣を身につけさせ、児童が社会の健全な一員として自立できるよう支援を行っている。

教育は、中学校就学児童に対しては、学院内に併設された「さくら市立氏家中学校うの花分教室」で学校教育を実施している。中学校卒業児童に対しては、本人の希望により、基礎学力の養成や高卒認定試験の受験支援を行うほか、就職を希望する児童には、必要な資格取得支援や、適性に応じて院外の職場体験実習等の機会を提供するなどにより、児童の社会的自立を支援している。

## 1. 基本理念

- ① いのちを尊び、より健康でゆたかな自己の実現に向けて自己を高めていける人間になるよう共に育むこと。
- ② 創造的な問題解決ができ、自立した社会人として、健全な社会生活を営む人間になるよう共に育むこと。
- ③ 自然、社会、人間などあらゆるものと調和の取れた共生ができる人間になるよう共に育むこと。

## 2. 基本方針

### （1）子どもの権利と人格の尊重

- ① 権利行使の主体としての子どもの人格及び個々の権利を尊重し、子どもの最善の利益を保障しなければならない。
- ② 子どもの基本的な欲求を、その心身の状態に応じて、適切に充足できるよう努めなければならない。
- ③ 子どもの秘密の保護などプライバシーを侵害されないよう、その保護に努めなければならない。
- ④ 子どもを体罰、暴力、虐待、犯罪などの不道德な行為や偏見、差別から保護しなければならない。
- ⑤ 子どもの個性、能力に応じた教育を受ける権利を保障し、能力や可能性を真摯に追求させるよう努めなければならない。
- ⑥ 子どもの進路選択の自由やそのために必要な体験、実習の機会を保障し、

適切な選択が可能となるよう努めなければならない。

- ⑦ 子どもに支援のあり方や生活全般について意見や要望を表明する権利を保障し、その聴取に努めなければならない。
- ⑧ 子どもが健全で文化的な潤いとリズムのある生活が営めるよう支援に努めなければならない。

## (2) 子どもの保護、教育及び治療

- ① 自他の福祉を害するような問題行動を改善し、健全な心身の発達と健康の増進に努めなければならない。
- ② 子どもの心身の状況に応じた支援計画を策定し、適切で普遍妥当性のある保護、教育及び治療に努めなければならない。
- ③ 支援計画は、子ども自身、保護者、関係機関との合意のもとに策定されなければならない。
- ④ 支援計画は、定期的又は必要に応じて開示し検討され、見直しを図られなければならない。
- ⑤ 個々の子どもに応じた科学的、臨床的な鑑別、診断及び支援がなされるよう努めなければならない。

## (3) 子どもの自己保存、自己実現の支援

- ① 子どもが絶えず自己のあり方や問題性について深く検討できるよう支援に努めなければならない。
- ② 子どもが自己を受容できるよう支援に努めなければならない。
- ③ 子どもが常に向上・発展的に自己変革し続けられる人間になれるよう支援に努めなければならない。
- ④ 子どもが素直さ、協調性、自律性、自主性に富んだ心を養えるよう支援に努めなければならない。
- ⑤ 子どものつまずきや失敗を機会として、その体験を生かせるよう支援に努めなければならない。

## (4) 問題解決及び社会生活への支援

- ① 子どもがいかなる事態や問題に直面しても、希望を失わず、真実を徹底的に追及し解決しようとする強靱な意志と不屈の粘り強さ及び柔軟性を育てるよう支援に努めなければならない。
- ② 問題に対して広い視野で総合的に検討し、最善の対処ができるよう、冷静・沈着かつ機敏な思考力と決断力を養うよう支援に努めなければならない。
- ③ 問題の解決にあたっては、謙虚に他から学び、他と協力して行える態度と

創造的、合理的、民主的、発展的に解決でき、かつ、健全な社会生活を営むことのできる力量や人間性が形成できるよう支援に努めなければならない。

- ④ 子どもに多種多様な経験や感動体験を積み重ねさせることによって、生活者としてのセンス、幅、視野を広げ、総合的な生活力を形成できるよう支援に努めなければならない。
- ⑤ 子どもが社会規範、文化、慣習などを尊重し、合法的な方法を用い、社会生活に対して建設的、発展的に取り組む態度を形成できるよう支援に努めなければならない。
- ⑥ 子どもが勤労を愛好できるよう支援に努めなければならない。

### (参考)「情性」という考え方

学院の初代院長である故 石原 登 氏が提唱した考え方で、学院の伝統ある「教護」の姿勢の基礎となっている。

「教護」は、教える、指導する、治療することよりも、児童の発育不全の情性を育てることにある。人間は元来仲間を愛して喜びを感じる愛他本能があり、これが情性の根源である。情性の発育は、母子関係から発生し、やがて家族関係、友人関係、そして人類愛から生物愛にまで発展する。



このため、学院では、創設当初から児童の情性の発育に最も適する小舎夫婦制を採用し、家族的雰囲気の中で規則正しい集団生活を営ませるとともに、学院全体に常に豊かな自然環境を整備し、児童の情性を育むことを目標とすることが学院の伝統となっている。

# 目 次

|                           | (頁) |
|---------------------------|-----|
| ● 施設の概要 . . . . .         | 6   |
| ● 令和5年度における取組             |     |
| Ⅰ. 主な取組（概要） . . . . .     | 10  |
| Ⅱ. 令和5年度事業計画 . . . . .    | 16  |
| ● 各課・室における取組              |     |
| Ⅰ. 庶務課 . . . . .          | 32  |
| Ⅱ. 教務課 . . . . .          | 34  |
| Ⅲ. うの花分教室 . . . . .       | 50  |
| Ⅳ. 調査課 . . . . .          | 58  |
| Ⅴ. 医務課 . . . . .          | 65  |
| （参考）令和5年度在籍児童統計 . . . . . | 75  |

# 施設の概要

## 1. 設置目的

国立きぬ川学院は、こども家庭庁組織令第24条に基づく国立児童自立支援施設として、児童福祉法第44条に規定する不良行為をなし、又はなす恐れのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を必要とする児童であって、特に専門的な指導を要するものを入所させ、その自立支援をつかさどり、合わせて全国の児童自立支援施設における児童の自立支援の向上に寄与することを目的とする施設である。

(参考) こども家庭庁組織令

### 第二章 施設等機関

(国立児童自立支援施設)

第二十四条 こども家庭庁に、国立児童自立支援施設を置く。

2 国立児童自立支援施設は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 児童福祉法第44条に規定する児童であって同法第27条第1項第3号の措置を受けたもののうち、特に専門的な指導を要するものを入所させて、どの自立支援を行うこと。
- 二 全国の児童自立支援施設における児童の自立支援の向上に寄与するための事業を行うこと。

## 2. 支援の特徴

### ●小舎夫婦制による育て直し

夫婦職員とともに寮舎で生活をしながら、心理・医療・教育・ソーシャルワークなどによるチーム支援を展開。加えて、施設内の自然環境、動物、職員の家族などが融合し、成長を促す仕組みとなっている。

### ●強制的措置の使用が可能（家庭裁判所の許可が必要）

学院生活における暴力等を理由として、クールダウンや振り返りを行うため、普通寮での集団生活に戻るまでの短期間、一時的に児童の行動の自由を制限することができる機能。入寮中は、児童が落ち着いて過ごすことができるよう、刺激の少ない環境を用意。また、観察寮の使用は、できるだけ短期間となるような支援プログラムとアプローチを行う。

### 3. 沿革

国立きぬ川学院は、昭和36年4月に開院。

昭和34年4月 国立女子教護院設立準備委員会が発足

35年5月 栃木県塩谷郡氏家町に建設することが決定

36年3月 管理等、寮舎、治療棟、炊事棟完成

児童の入所開始

36年4月 開院（国立教護院）

平成10年4月 児童福祉法改正に伴い、「国立児童自立支援施設」となる。

13年4月 氏家中学校うの花分教室開校

（令和5年4月 こども家庭庁創設に伴い、厚生労働省からこども家庭庁へ移管）

### 4. 所在地等

#### （1）所在地

国立きぬ川学院は、栃木県さくら市に所在し、西に日光、北に高原、那須の山々を望み、鬼怒川のほとりに位置している。

（住所）栃木県さくら市押上228

#### （2）敷地及び建物

①敷地 76,757㎡（約23,000坪）

②建物 10,568㎡

本館 804㎡

寮舎（6棟） 2,426㎡

学習棟 633㎡

体育館 892㎡

治療棟 180㎡

自立寮 960㎡

学齢児校舎 891㎡

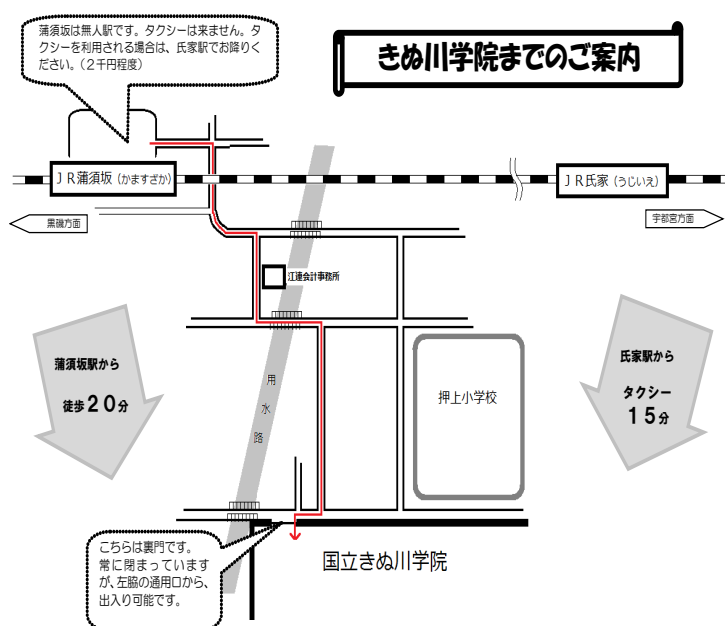
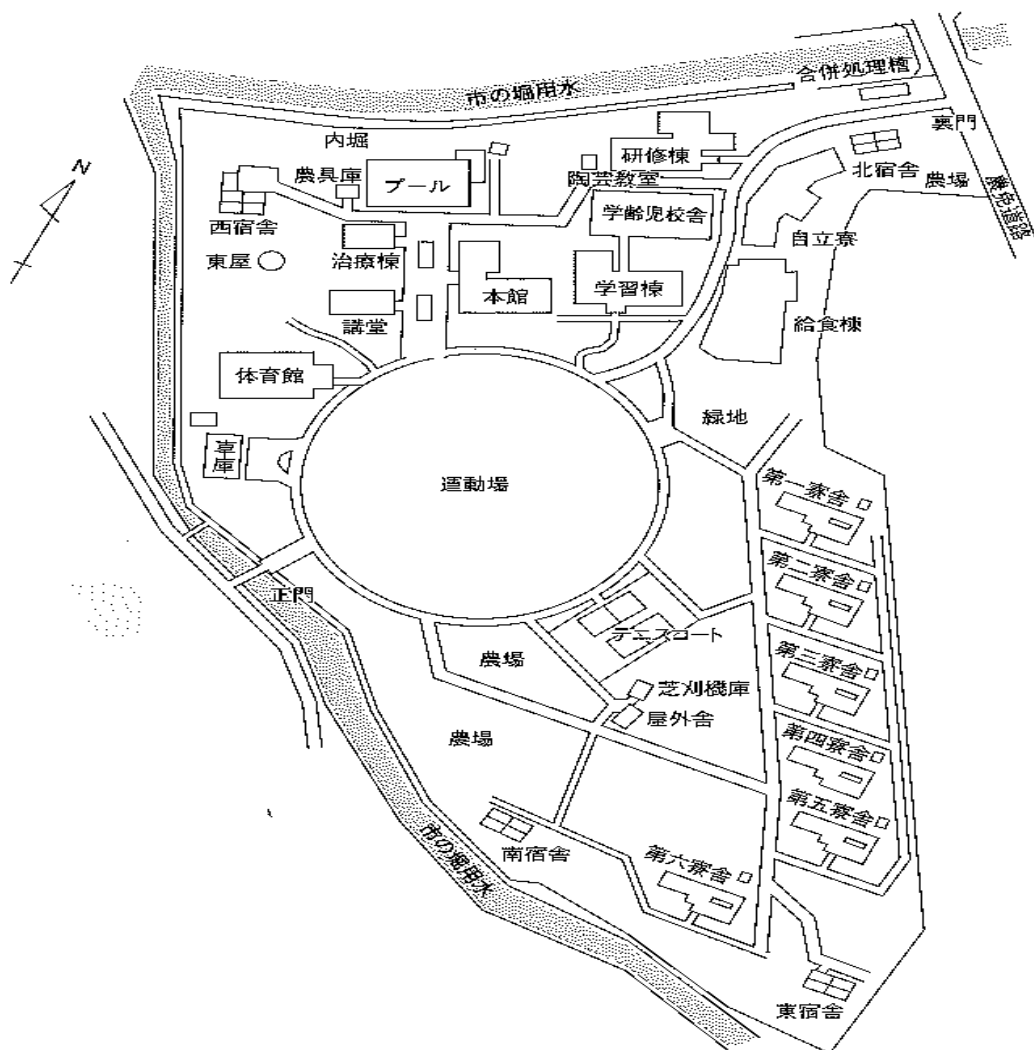
講堂 318㎡

給食棟 832㎡



【普通寮】

#### 4. 配置図



# 令和 5 年度における取組

## I. 主な取組（概要）

学院では、近年、被虐待経験や発達障害、精神科的診断がある入所児童の割合が増加するなど、児童が抱える課題や特性がますます多様化・複雑化しており、きめ細かな支援の提供とその実施体制の充実・強化が必要となっている。一方で、感染症法上第5類に移行したが引き続き注意が必要な新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等のその他感染症流行への感染予防対策、全国的な物価高騰などの社会的なリスク要因への対応、また、国立機関として国家公務員の定員削減や働き方改革などにも留意する必要がある、これらの課題等について、いかにバランスを取りながら効率的かつ効果的な組織・業務運営を行っていくかが大きな課題と認識している。

### 1. 組織運営体制の強化等

#### （1）組織運営体制の強化等について

個別対応が必要な処遇困難児童への対応は、医療と生活支援が密に連携を取りながら進める必要がある。このため、以下のとおり組織運営体制を強化。

##### ア. 医事管理官の配置

常勤医師の確保が困難な現状の下、医務課長の代わりに医療部門を総括する役割を担う医事管理官を令和4年4月から配置。基幹的な立場として、医務課の意見集約や他課室との総合調整を担うほか、医務課を代表して管理職会議に出席。

##### イ. 主任寮長の事業運営への参画

令和5年度から、寮長を統括し寮運営を総括する役割を担う主任寮長が管理職会議に同席。生活支援部門の中核となる寮担当者が運営上の課題等をタイムラグなしに共有。

ウ. 多様化・複雑化する課題に対し組織的な対応を徹底するため、令和2年度に院長伺い定めとして設置した処遇支援・施設体制機能強化推進室（以下「推進室」という。）を積極的に活用。処遇困難児童への支援を寮だけで抱え込まず組織全体で共有する仕組み等を検討。

エ. 人材育成は重要な課題であり、組織横断的に検討する場として「人材育成WG」を設置。若手職員と中堅職員が参画し、自らの経験等を踏まえ望ましい育成の在り方を検討。

(2) 事業計画の策定と運営目標の見える化について

- ・ 令和5年度版事業計画を策定し、重点目標として「①児童支援の充実について」、「②小舎夫婦制の維持と人材育成等について」、「③新型コロナウイルスなどの感染症対策や防災対策などのリスク管理の強化について」、を3つの大きな柱として据えている。

(3) 効果的な児童支援体制の整備について

①チーム養育体制の実施

- ・ 令和3年度から、寮担当を補助し寮運営を側面的に支援するため、寮副担当制や心理職によるチーム体制を整備したところであり、令和5年度においてもそれを継続している。

ア. 寮副担当

日々の生活の中で寮に関わり、寮担当（寮長、副寮長）を補佐する職員として配置（主に教育指導担当職員が兼任）。

イ. 児童担当心理職

児童担当心理職を配置、寮担当とともに寮運営のサポートやスーパーバイズを提供。

- ・ 寮運営の要となる小舎夫婦制の維持については、前述のとおり、令和5年度版事業計画の重点目標とされており、推進室での議論等を踏まえ、本年8月から小舎夫婦制を支える寮支援の仕組の試行を開始した。試行開始から概ね2ヶ月経過した9月には実施状況に関する検証を行い、必要な見直しを行った上で試行を継続。

概ね3か月程度経過した本年2月下旬に再度検証を行い、現行の方式（寮応援（各課待機））にメリットを感じる職員が多く、前回試行時の大きな課題であった負担感の軽減が図られたことから、この方式を当面継続する方向。

② 特性の強い児童への対応上の工夫等

- ・ 特性が強く行動化しやすい児童への対応として、教員と心理職、福祉職の協議の場を頻回に設け、児童1人1人の状況に応じた対応を継続している。

具体的には、

ア. 令和4年度下半期から、授業開始前に分教室と学院職員との間で授業風景を含めた生活状態を共有。

イ. 特性上、長く集中することが出来ない児童のためには短時間で達成する課題を多く準備するなど授業の方法を工夫、

ウ. 集団での授業が難しい児童については、教科によっては別教室で個別の授業を行うなどの取組みを実施。なお、その必要性等については当該児童にも十分に説明して実施している。

- ・ なお、令和5年度において分教室教員に多くの人事異動があり、授業運営が安定するまで分教室教員をサポートするT3を配置。
- ・ 児童支援の充実を図るため、同じ女子児童のみが入所する児童自立支援施設である、(社福)横浜家庭学園との連携会議を本年2月に立ち上げ。各々が抱える課題と実践を共有し、女子児童への関わり方や特性の強い児童への対応等を検討。まずは相互の見学等から始め、女子児童支援で工夫していることや、魅力に感じていることなどのフリーディスカッションを行った。今後、具体的なケース検討なども行いながら実績を積み上げ、いずれは同様の課題を持つ施設も巻き込みながら広がりのある取組にしていきたいと考えている。

### ③個別支援室の積極的な活用等

- ・ 特性の強い児童の場合、交替寮等、生活環境が変わって行動化のリスクが高まることが多い。今年度においても、児童が自らの不調を意識し、前向きに休息を取るよう促しながら、計画的に個別支援室を使用するなどの工夫を行うなどにより、児童自身が自分の疲労や不調を自覚することの大切さを学ばせる試みを継続している。

### ③ 自閉症・発達障害など障害福祉分野との連携

- ・ 自閉症、発達障害の特性を理解し支援に当たることが重要であることから、障害児・者福祉分野の国立機関（国立秩父学園、(独)国立のぞみの園）と連携を強化し、一層の支援の向上に取り組んでいる。

具体的には、

- ア. 令和4年度から国立秩父学園の職員と当学院の職員の人事交流を実施。概ね半年ごとに研修報告をしてもらうことにより研修成果等のフィードバックを試みた。
- イ. 国立秩父学園、国立武蔵野学院と当学院がメンバーの国立心理職連絡会を定期的 to開催し情報交換。( (独) 国立のぞみの園はオブザーバー参加。)
- ウ. 効果的な連携を図るためには、お互いの強み、弱み等を知ることが肝要との観点から、相互に見学を実施。
- エ. 国立障害者リハビリテーションセンターや(独)国立のぞみの園が主

催する自閉症・発達障害等をテーマとした研修会に積極的に参加。

## 2. 児童の権利擁護の推進

児童からの声に絶えず耳を傾けることは重要であり、これまで児童アンケートの実施や、意見箱を設置するなどの取組を実施している。令和5年度においても、引き続き日々の生活における児童の意見をくみ取る仕組みの充実を図る必要がある。

### (1) 意見箱について

- ・ 令和3年度において、意見箱を増設するなどの対策を講じたが、利用状況は十分とは言い難い。
- ・ 意見箱の利用が低調な理由については、児童アンケートで示された「意見箱利用に特別感、人に見られることが嫌」などが上げられているが、それ以外の理由として、“存在自体が身近に感じない、親しみが無い”などの課題があることも認識。

このため、昨年の10月から、改めて意見箱に親しみをもち身近に感じてもらえるようにするため、意見箱に愛称（ニックネーム）を付与することとし、児童及び職員が考えた愛称の『きぬぽす』を10月から使用した。

愛称付与の直後は、複数の児童から意見箱への投函があり、一時的な効果があったが、現状では利用は再び低迷しており、新たな利用促進策の検討が必要と認識。

### (2) 生活アンケートの実施について

- ・ 上記の意見箱のような受動的な取組以外に、学院として能動的に把握する仕組みも必要と考えている。このため年2回の児童アンケートのほか、令和5年度から、児童に負担とならないよう考慮しつつ実施頻度を高め定期的に把握する取組を開始。

具体的には、設問と自由記述から構成される10問程度の簡易的なアンケートを2か月に1回定期的を実施。5月から始め下半期を通じて5回実施しているが、毎回、自由記述欄に何らかの記載があるなど、意見箱の代替としての機能も果たしているものと思料。

## 3. 新型コロナウイルス感染症に対する取組

これまで新型コロナウイルス感染症への対応は、重点課題のひとつとして、

学院内に絶対に入り込むことがないよう対応に努めてきたが、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが第5類へ移行することに伴い、当学院における取扱いについて、政府が示す感染対策に沿って以下のように見直しを行った。

(主なもの)

(1) 基本的な感染対策について

①マスクの着用

着用は個人の判断とするが、政府が示すマスクが必要な場面、推奨する場面

(※) については着用をお願いしたい。

(※) 受診時、基礎疾患があるなど重症化リスクの高い方との接触時、通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時、症状がある場合に外出する時

②手洗い等の手指衛生や換気

③三密の回避、人と人との距離の確保

④ワクチン接種の推奨

(2) 入所児童や寮舎における感染対策について

①入所児童のマスク着用

マスクの着用を求めないことを基本。ただし、希望すればマスク着用は妨げない。

②寮舎における対応

感染力が高い特徴を踏まえ、手指衛生や換気を適宜・適切なタイミングで実施  
寮内の人数や職員との心理的距離、グループワークの観点から適切な距離感を寮毎に判断する。

(3) 行事等における感染対策について

①許可外出後の取扱い

これまで許可外泊後に抗原検査、PCR検査の実施とコロナ対応寮での数日の隔離を行ってきたが、

今後は、帰寮後、数日間は体調確認を丁寧に行い、必要があれば抗原検査や医療機関受診を検討。

②行事の取扱い

基本的にはコロナ蔓延以前に戻していく方向とする。ただし、外部の招待については、感染力が高い特徴を踏まえ、当分の間、入所児童の関係者（児相、保護者）、関係機関等に限る。（地域住民までは広げない）

参考として、令和5年度の新型コロナウイルス感染症の発生状況については、夏頃の流行期に累計で職員10名が罹患したが、幸いにも児童への感染や

他の職員への二次感染はなく単発で終わっている。また、冬季では、職員 3 名、児童が 1 名罹患したが、いずれのケースも二次感染にはならなかった。なお、職員の感染時期が集中したことから、職員に対しては、上記に関わらず、いわゆる三密となる場面でのマスク着用を依頼するなど、感染拡大防止のために柔軟な運用に努めた。

全国的には、コロナ禍を経て、インフルエンザやプール熱などのその他の感染症や食中毒感染など、免疫力低下等が招く感染拡大が問題となっている。全国の学校などでのインフルエンザ流行を受け、学齢期の実子がいる職員にインフルエンザ罹患者が複数名発生したが、分教室や児童への感染はなかった。

## Ⅱ. 令和５年度事業計画

令和５年度事業計画書は、「運営方針」と「今年度のキャッチコピー」及び「令和５年度の重点事項」、並びに「各重点事項に関する具体的な取組」から構成され、加えて「その他の事項」として「児童自立支援施設の支援の向上を図るための支援等」、「地域・関係機関等との連携・支援」となっている。計画実施に向けて、実効性のある具体的な内容を記載し、数値化が可能な目標は、実施回数など数値も明記して策定した。

このうち、令和５年度の児童及び職員の共通目標となるキャッチコピーについては、「想いは言葉で伝え合おう」とし、前年度からの継続となるが学院生活では非常に大事な視点となるため、生活場面や授業場面、行事等の様々な場面において周知を図り、児童だけでなく職員も合わせて、この言葉を意識しながら行動するよう働きかけた。

また、令和５年度の重点事項については、「①児童支援の充実について」、「②小舎夫婦制の維持と人材育成等について」、「③新型コロナウイルス感染症などの感染症対策や防災対策などのリスク管理の強化について」を３つの大きな柱として据えた。

この中で、重点事項の②については、国立として求められる役割を遂行するためには、近年、学院の抱える課題（入所児童の態様の変化と寮運営の困難性等）に対し、どのように対応するのか組織としての検討が必要との考えから新しく重点事項として追加したものであり、国立施設として行うべき実践は「小舎夫婦制」とし、それを維持・継続するためにどのような仕組や取組が必要か検討することとした。

（参考）令和５年度事業計画

### 令和５年度 国立きぬ川学院事業計画

#### 第１ 運営方針

##### １ 基本理念と基本方針

全職員が一丸となって、国立きぬ川学院基本理念と基本方針に基づき、子どもの最善の利益を図るための運営をする。

### 【基本理念】

いのちを尊び、より健康でゆたかな自己の実現にむけて自己を高めていける人間になるよう共に育むこと。創造的な問題解決ができ、自立した社会人として、健全な社会生活を営む人間になるよう共に育むこと。

自然、社会、人間などあらゆるものと調和のとれた共生ができる人間になるよう共に育むこと。

## 2 今年度のキャッチコピー

令和5年度の国立きぬ川学院の児童と職員で共有するキャッチコピーは以下の通りとする。

### 想いは言葉で伝え合おう

## 第2 令和5年度の重点事項

### 1. 児童支援の充実について <詳細は第3の1>

児童の安心・安全が守られるよう、常に児童の最善の利益にかなう支援を提供することが重要であり、児童の権利擁護に留意しつつ、生活場面や学校場面など、綿密に連携を図りながら効果的な支援の充実を図る。

### 2. 小舎夫婦制の維持と人材育成等について <詳細は第3の2>

(1) 小舎夫婦制は、家庭的な雰囲気のもと実生活の各場面を通じて日常的な生活の中での快適さを体得させ、健全な社会生活を送るために必要な人格の形成、対人関係の作り方、一般常識や基本的な生活習慣等の習得に導く仕組みがあり、近年増加傾向のある被虐待経験のある児童や愛着障害等のある児童にとって極めて効果的であることや、施設であってもできる限り良好な家庭的環境を確保することが国の施策の方向性であること等から、国立施設として行う実践は、小舎夫婦制を維持・継続し、それを基盤として求められる役割を担うことが必要であるが、一方で、様々な課題を抱える児童が増加し児童支援の困難性や、ワークライフバランス、働き方の見直しなど社会環境の変化に伴う課題等が顕在化しており、こうした課題等に対応した夫婦制の在り方や夫婦を支える仕組み等を検討し、今後に繋げていくための支援体制の構築を模索する。

(2) これまでの不良行為等により生活指導が必要な児童に加え、被虐待経験や発達障害、自閉症などの医学的な診断がある児童が増加するなど、児童が抱える課題や特性が益々多様化・複雑化していることから、児童の支援を担う職員の人材育成や研修など、学ぶ機会の充実やOJTの強化を図る。

### 3. 新型コロナウイルスなどの感染症対策や防災対策などのリスク管理の強化について ＜詳細は第3の3＞

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが「5類相当」に変更されるが、国における対処方針等に留意しながら、引き続き児童に感染させないことを最優先に取り組を進める。

また、その他の感染症や自然災害など、事業継続に深刻な影響を与えかねないリスクへの対応や、世界的な物価高騰や国家公務員の定員削減、働き方改革などの社会的要因に基づく組織的なリスク管理などに対処し、効率的かつ効果的な組織・業務運営に努める。

## 第3 各重点事項に関する具体的な取組

### ＜重点事項の1＞

#### 1. 児童に対する支援の充実について

夫婦による寮舎運営を中心としつつ、観察寮や分教室等とも連携しながら、学院全体の機能を最大限活用して支援を実施する。

また、更なる児童の理解のために、それぞれの特性（年齢、生育歴、障害や理解力、性格等）について丁寧にアセスメントを行い、子どもが理解しやすい伝え方や、意見を表明しやすい環境などに配慮しながら支援していく。

#### (1) 入所決定

##### ①入所手続

- ・ 児童相談所からの入所の相談があった場合、入所手続要領に基づき子どもに関する情報収集を行う。
- ・ 特に医療的ケアが必要、または必要となる可能性があるケースについては、医師の意見を十分に聴取し、必要な場合は診療情報提供書等の提供や詳細な診察記録等の送付を依頼する。
- ・ ケースによっては、入所前に児童への面会を求め、直接アセスメントすることも検討する。

## （２）自立支援計画の策定

- ① 児童の支援内容については、寮担当職員及び各課・分教室との連携の下に、自立支援計画を策定する。なお、議事録は速やかに全体に共有するよう努める。
- ② 自立支援計画の策定に当たっては、児童の障害や行動化などの課題など、ネガティブな情報を遺漏なく取り扱った上で、健康的な側面も拾い上げ、良い将来像を描けるような情報整理を図る。入所前・入所時の情報と施設内での実態との関連を分析し、より効果的・効率的なアセスメントを模索する。
- ③ 自立支援票会議は、入所後１か月、４か月、その後４か月ごとに開催する。入所後１か月の支援票会議は、原則入所１か月経過後、１０日以内に開催する。また、入所後１年の会議には関係児童相談所の出席を求める。
- ④ 児童によっては自分自身の自立支援票会議に出席し意見等表明できるようにすることを慎重に検討する。

## （３）日々の支援

### ①寮生活

- ・ 夫婦制を生かした寮運営においては、安定した生活を保障する中で、問題解決のために学習や生活場面での対応や必要な面接等を行いながら、児童の成長を促す。また、児童の特性や背景を適切に理解し、支援に生かしていく。また、寮担当職員が困難ケースを抱え込むことがないように、組織的な支援を行えるように体制を整える。
- ・ 児童からの危うさを示す発信があった場合については、「子どもの行動化への対応ガイドライン別冊」（日記への対応、閉じこもりへの対応、眠れなさ・自傷行為への対応）に基づき、丁寧かつ組織的に対応する。

### ②被措置児童等虐待の防止

- ・ 多様化・複雑化する課題に組織的に対処するため設置された処遇支援・施設体制機能強化推進室（以下「推進室」という。）において、昨年度行われた「好ましくない言葉かけと接し方」に関する議論に十分留意しつつ、学院として、虐待を疑われるような支援とならないように細心の注意を払いながら、被措置児童虐待防止に取り組む。

### ③医療との連携

- ・ 入所の時点で児童各々を担当する主治医を設ける。主治医の不在時に診察や医療的ケアが必要になった場合は、他の非常勤医師に診察を依頼、または外部の医療機関の受診等により迅速な対応を図る。

- ・ 児童に対する医療体制については、「常勤医師不在時の対応要領」に基づき対応する。なお、こども家庭庁と鋭意連携しながら、常勤医師の確保のための方策を検討する。
- ・ 心理療法士は、主治医と連携のうえ日々のアセスメントや、個別心理面接等必要に応じた支援を行う。

#### ④行事

- ・ 年間を通じて、児童が情操豊かに安定した生活が送れるよう、創意工夫した行事を計画的に実施する。
- ・ 入所している児童の数が少ないため、行事ごとに職員の参加など、どのような取り組みが児童や施設にとって適切なのか等の検証を常に行いながら、適宜見直しを行う。

今年度においては、水泳記録会及び院内バレー大会を2回に増やし、児童に目標を持たせること、日々の成果を表現させる場を増やすこととする。

- ・ 主要行事（運動会、ひなまつり会など）において、児童が主体的に取り組めるように委員会活動を強化する。
- ・ 新規行事の実施については、綿密な行事企画の検討を行った上で実施することとし、今年度においては、新春駅伝大会、新春席書会、学習発表会などの新規行事を検討する。
- ・ 行事全体について年度末に検証する。

#### ⑤部活動

- ・ 「部活動運営方針」の意義を踏まえ、部活動の充実を図る。
- ・ 児童の数がここ数年少数で推移しており、団体競技の活動が制約されることも踏まえ、児童のニーズにも留意しながら、場合によっては新しい部を創部することも含め、柔軟に取り組む。
- ・ 入退部（休部も含む）の時期や条件等の判断について、「きぬ川学院部活動運営方針」を踏まえ、児童自身が積極的に参加できる部活動を実施する。
- ・ 寮生活との兼ね合いにも留意し、寮生活が疎かにならないよう部活動の意義も考えさせながら取り組む。

#### ⑥給食

- ・ 児童の必要摂取栄養量を確保し、季節感のある献立、郷土料理、行事食を組み込む等、変化に富み栄養バランスの取れた給食を実施するとともに、寮炊事の実施などにより積極的に食育を推進する。

- ・ 児童の嗜好を把握するため、年2回給食アンケートを実施する。
- ・ 給食アンケートの結果をもとに児童の嗜好を踏まえた給食とするための検討を、給食検討委員会において行い、必要な見直しを行う。
- ・ 夏日課において、食に関する特別講義を行う。
- ・ 毎年、保健所主催の研修会に参加し、他施設の給食の状況などの把握と情報交換を行い、より良い給食の提供に努める。

#### ⑦健康の確保

- ・ 児童の健康は普段の生活習慣を基本として、学習・運動・作業などをバランス良く取り組み、維持していく。
- ・ 学期ごとに健康診断を実施する。
- ・ 児童が疾患に罹患した場合は、学院医師の受診や一般医療機関の受診を適切かつ迅速に行う。

#### (4) 教育（分教室含む）

##### ①各年齢ごとの対応

- ・ 学齢児に対しては、「さくら市立氏家中学校うの花分教室」において、学院と連携して学校教育法等に基づく学校教育を実施する。
- ・ 中卒児に対しては、学院が中心となり、必要に応じて分教室と共同して実施することとし、高卒認定試験の受験を目指した基礎学力の向上を図るための学習や、作業指導や作法等の体験、学院内外での職場体験実習等を行い社会的自立に繋げる支援を提供する。
  - ・ 個別指導が必要な生徒に対しては、分教室と学院が連携して必要な個別指導を行う。
- ・ 各クラスに副担任として学院職員を配置する。

##### ②時間割

- ・ 時間割については、児童数、学習到達度等を考慮して作成する。なお、児童数の変動等があった場合は適切に見直しを行う。
- ・ 今年度から時間割を見直し、登校後に寮対応時間を設ける。

##### ③連絡協議会の開催等

- ・ 教育委員会及び分教室（必要があれば本校を含め）と学院との三者で連絡協議会を開催するなど、現状や課題に対する情報を共有する。
- ・ 今年度から、分教室教員が朝会に参加することにより、学院職員との情報共有を

図る時間を設けるとともに、教務課内の分教室側に、学院職員の席を設けて情報交換を密にできるようにする。

#### （４）権利擁護の推進

##### ①意見箱の利用促進

- ・ 児童の権利擁護の観点から、院内６か所に設置している意見箱について、入所時のみならず定期的に周知を図るとともに、引き続き児童が投函しやすいような環境整備を検討する。
- ・ 意見箱に投函があった場合には、速やかに意見に対する方針を決定し丁寧な対応を行う。

##### ②児童アンケートの実施

- ・ 児童へのアンケート調査を年２回実施する。また、意見箱の代替機能として、児童の意見等を聴き取る機会を増やすことを目的に、簡易的な児童アンケート（生活アンケート）を２か月に１回実施する。（原則として、奇数月の第二金曜日の午前授業終了後）

##### ③子どもの権利擁護委員会（第三者委員会）の開催

- ・ 子どもの権利擁護委員会（第三者委員会）を年２回開催し、苦情処理状況や権利擁護に関する対応について報告する。
- ・ 委員会後、委員が各寮において児童と昼食を摂ることを再開する方向で検討する。

##### ④ 生活の場において、常日頃から子どもからの苦情に対して耳を傾けるなど、児童の意見等表明の機会を確保するよう努める。

#### （５）観察寮の使用

##### ①基本的な考え方

- ・ 自傷他害や無断外出等の行動上の問題により普通寮・交替寮での支援が困難な状態の児童に対して、観察寮（強制的措置室及び個別支援室）で受け入れ支援する。
- ・ 児童の状況や行動上の問題の背景、特性等に留意し、寮担当職員だけではなく関係職員が協議し適時・適切に連携を図りながら強制的措置室及び個別支援室を運用する。

## ②強制的措置室の使用

- ・ 強制的措置室の使用に当たっては、子どもへの適切な支援を提供するため、別に定める「強制的措置に関するガイドライン」を遵守する。
- ・ 使用に当たり、児童の状況やニーズを適切に捉えているか常に検証する視点を持ちながら運用する。

## ③強制的措置運用検討委員会

- ・ 強制的措置室の使用については、強制的措置運用検討委員会を定期的を開催し、児童の最善の利益に則った有効な使用について検討し、モデル事例を集積する。
- ・ 強制的措置利用後には必ず振り返りの機会を設け、どのような意義があったか整理し、今後の児童の生活や、将来の児童の人生に寄与できるよう、取りまとめを行う。

## ④個別支援室の使用

- ・ 普通寮での支援が困難な状況にあるが、要件を満たさず強制的措置室の使用が不適当な場合に個別支援室を使用する。

# (6) 退所に向けた支援

## ①退所時期

- ・ 退所時期については、昨年度の推進室での議論を踏まえ、「児童の希望や可能性は尊重しつつ、措置児童相談所等からの措置理由である支援目標を達成するための期間として最低でも1年以上は必要であり、そのために引き続き支援を継続することが必要である場合にはこの限りではない」との方針に基づき、個々に適切な退所時期を判断する。

## ②退所調整

- ・ 自立支援計画の目標の達成状況を踏まえ、面会や許可外出等を有効に活用しながら、措置児童相談所等と連携して退所の調整を行う。

## ③家庭復帰に向けた支援

- ・ 親子関係再構築支援のための面会交流については、児童の意向を尊重しつつ、面会による本人への影響をも見極め実施後の支援等を慎重に検討し、面会実施の可否、開始時期、実施方法（オンラインを含む。）等を決定する。なお、必要に応じて措置児童相談所と協力し面会交流プランを作成する。また、面会交流の方法として、家族調整室を活用した親子の宿泊体験も含め検討する。

#### ④専修科による支援

- ・ 退所予定の中卒児を対象として、個別の支援プランをもとに専修科による支援を実施する。その際、個々の適性等を考慮して自活寮等の活用を検討することとし、退所時期を踏まえた一人暮らし体験及び院内外の実習等を提供する。
- ・ このほか、退所間際の候補生に対して、専修科活動に準じたリービングケアを行う等、柔軟な対応を行う。

#### (7) 退所後の支援（アフターケア）

##### ①退所後の支援計画の策定および支援体制の構築

- ・ 退所児童や保護者等への支援について、個別のケースに応じて退所前に関係機関と支援体制の構築を図り、支援内容や方法、役割分担等を明確にし、適切に実施する。

##### ②相談があった場合の支援

- ・ 退所児童やその保護者等から電話や手紙、メール等による相談があった場合は適切に対応するとともに、必要なケースについては関係機関等に連絡して対処する。なお、関係機関等から退所児童等への支援の要請があった場合は、必要な援助・助言や、訪問等による支援を実施する。

##### ③退所児童の予後調査

- ・ 退所児童の措置児童相談所を通じて協力を依頼し、退所児童の生活状況について、退所後3年間をめぐり定期的に調査を行う。調査結果については、メール等により職員が共有できるようにする。

#### (重点事項の2について)

### 2. 小舎夫婦制の維持と人材育成等について

#### (1) 小舎夫婦制を支える仕組の検討

- ・ 推進室において、昨年度「小舎夫婦制を維持するために」をテーマに様々な意見等の集約を行ったが、その中で、特に課題として認識し議論を深めた以下の項目を中心に、今年度は引き続き議論を継続し試行的な実践にも取り組みながら検討する。

ア 寮3人体制（夫婦＋1）

イ 勤務実態を踏まえた待遇改善

ウ 育児に関する支援

- ・ なお、昨年度の議論においては、夫婦制を支える上で必要な支援は、小舎夫婦制を実際に運営する寮担当職員ごとで個別性があるのではないかと指摘があり、寮担当者で構成する寮担当者会議において今年度の早い時期に寮担当の意見等として集約を図る。
- ・ なお、観察寮においては、夫婦２組による運営を今年度から開始しているが、同様に実践しながら新たな運営モデルとしての課題整理と検討を行う。

#### ア 寮３人体制の試行

- ・ 推進室における議論においては、寮担当である夫婦に加え、３人目の配置のメリットが確認されているが、３人目の意義・目的や役割、寮に入るタイミングなど、課題等の整理が必要であるため、今年度の早い段階から３人体制を試行し、実践しながら検証を行う。

なお、３人目として配置される職員の負担軽減策についても、合わせて検討する。

#### イ 勤務実態を踏まえた待遇改善

- ・ 令和５年度から寮担当職員の夜間業務について、勤務実態を踏まえて、これまでの常直勤務から特別宿日直勤務に切替え、該当する手当を支給する。

なお、特別宿日直については、健康上の観点から月１０回以内とされており、定期的な健康状態の把握と、令和６年度に向けて回数軽減を図るための具体策を検討する。

- ・ 勤務実態をさらに精査し、勤務実態を適正に評価した待遇の見直しについて、人事院やこども家庭庁と継続的に協議をしながら検討する。なお、こうした検討は、寮担当職員のみならず、３人目として配置する職員を含めて対象としていく。

#### ウ 育児に関する支援

- ・ 実子の育児を保障する観点から、どのような仕組みが効果的か検討する。

### (２) 人材育成等について

#### ①自己研鑽とスーパーバイズ

- ・ 職員一人一人が、各自の課題やスキルアップすべき点を理解し、自ら資質の向上のための具体的な研鑽を図る。
- ・ 職員に対する研修については、令和５年度研修計画に基づき実施する。
- ・ 「国立きぬ川学院スーパービジョンについて（令和３年２月１日）」に基づいて、組織的なスーパーバイズを行う。

### ② 3人体制試行の場の活用

- ・ 小舎夫婦制を支える取組として、寮3人体制の試行を行うこととしているが、3人目として入る職員の勤務歴等に応じて、(A)経験の浅い職員の場合には、寮での生活場面から学ぶことによる人材育成や、夫婦制による運営のイメージ形成など、夫婦制実践の動機付け効果、(B)経験豊富なベテラン職員の場合には、第三者視点による寮担当へのスーパーバイズなど、育成と支援の向上に繋がる効果を期待し、OJTとしてその機会を活用する。

なお、試行する中で、人材育成の観点でより効果的な形を検証しつつ、不断に見直しを行いながら取り組む。

### ③ 国立秩父学園との人事交流、その他の関係機関との相互研修

- ・ 発達障害などの障害特性のある児童の増加傾向に鑑み、国立秩父学園との人事交流を継続するとともに、矯正施設退所者支援事業に取り組む（独）国立のぞみの園での実地研修等を検討する。
- ・ 各都道府県の児童自立支援施設や児童相談所等への研修等を検討する。

### ④ 国立心理職連絡会の開催

- ・ 国立秩父学園、国立武蔵野学院と学院がメンバーの国立心理職連絡会を定期的に開催し、施設所属の心理職としての課題等の共有や情報交換等を行うことにより、一層の技能向上を図る。（なお、（独）国立のぞみの園が昨年度からオブザーバーとして参加）

### ⑤ こども家庭庁（厚生労働省）や関係団体等が実施する研修会の受講

- ・ こども家庭庁（厚生労働省）、全国児童自立支援施設協議会、関東児童自立支援協議会が実施する研修会等について、その趣旨等を勘案して積極的・計画的に参加する。
- ・ 学院内の職員研修については職員のニーズを鑑み、計画的に実施する。

### ⑥ 関係機関、団体等による勉強会の開催、関係機関等への視察等の実施

- ・ 関係機関、団体等から講師を招聘し、支援の向上に資するための勉強会等の開催を検討する。
- ・ 関係機関・施設等への視察等を積極的に企画する。

### ⑦ 研修会等の内容の共有

- ・ 研修会や機関・施設視察等に参加した職員から、その内容について、四半期ごとに報告の場を設けることとし、朝会后等を活用する。

(重点事項の3について)

### 3. 新型コロナウイルスなどの感染症対策や防災対策などのリスク管理の強化について

#### (1) 新型コロナウイルス感染症防止の取組

##### ①基本的な考え方

- ・ 令和5年5月に新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ感染症」という。）が5類感染症へ移行することに伴い、改めて、学院におけるコロナ感染症対策の指針を示すとともに、感染力が高いこと、感染した場合に基礎疾患のある者の重症化リスクが高いなどの特徴を踏まえ、引き続き職員、児童を含めた基本的な感染症対策の徹底を図る。

##### ②行事の取扱い

- ・ 外部の者の行事への招待については、基本的にはコロナ感染症以前の形に戻していく方向とする。ただし、感染力が高い特徴を踏まえ、当分の間、児童の関係者（児相、保護者）、関係機関等に限るものとする。

##### ③研修・見学等の受入れ

- ・ 研修・見学者等の受入れについては、派遣元等による直前の検温、健康チェックを適宜依頼するとともに、できる限り少人数での訪問を求める。また、院内見学を行う場合には、概ねの目安として、15人を超える場合には分散見学とする。

#### (2) その他の感染症や疾病、けがなど、医療が必要な場合の対応

- ① 「きぬ川学院感染症対策マニュアル」に則り、感染症の予防に注意を払い、適切に対応する。また、感染症流行に応じ、マニュアルの随時更新を行うとともに、内容の周知を図る。
- ② 児童の体調変化に十分に気を配り、急な健康悪化や活動中のけが等の医療が必要となった場合には、外部の医療機関の受診等により迅速な対応を図る。

#### (3) 防災・安全対策、施設の維持管理

- ① 全職員が防災に注意を払うとともに、児童も参加して、毎月1回以上の避難訓練を行う。また、消防関係者の参加による年2回以上の総合防災訓練を実施する。なお、避難訓練は、様々な災害を想定したものとする。  
また、昨年度の厚生労働省の監査における指摘を踏まえ、避難方法等に関するグループワークの実施について検討する。
- ② 近年の頻回に発生する地震・暴風雨などの災害時に備え、児童及び職員はもとよ

り地域の方への緊急時対応も想定し、概ね30日分程度の備蓄を行う。

- ③ 施設の維持管理のため、各種設備の点検を実施し、不具合が生じた場合は、適切かつ迅速に対応する。

(5) その他のリスク管理のための組織的な取組

①職員のワークライフバランス、健康管理

- ・ 指定休、節日休暇等の計画的取得を推進し、全職員が月1回以上の年次休暇取得ができるよう目指す。また、妊娠・出産および子育て支援に係る必要な休暇取得に可能な限り配慮する。
- ・ 職員の心身の健康の観点から、業務の効率化簡素化を図り、超過勤務の縮減を進める。管理職員は、児童の対応などの他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務）を除き課員（交替制等勤務職員を除く）に対して定時退庁を促す。
- ・ 小舎夫婦制を支える取組として、寮3人体制の試行を行うこととしているが、心身への過度な負担とならないよう十分留意する。このため、定期的な健康観察と面談等を実施する。
- ・ 本館宿日直については、これまで職員が対応してきたが外部委託を検討する。

②職員のストレスチェックの実施

- ・ 専門機関を活用して、職員のストレスチェックを実施するとともに、その結果等を踏まえ、希望する職員に対してカウンセリングを行う。

③職員の福利厚生

- ・ こども家庭庁共済組合支部として、院内健康診断の早期実施と人間ドックの積極的な受診勧奨を行う。

④第三者評価及び自己評価等の実施

- ・ 学院運営を客観的かつ数値的に評価し、学院運営の向上に繋げるため、3年に1回実施する第三者評価及びその間の自己評価を実施する。なお、今年度は第三者評価機関による第三者評価を受審する。

⑤こども家庭庁等の指導監査

- ・ こども家庭庁や人事院等の関係機関の監査等を受審し、監査結果の指摘事項等について適切に対応する。
- ・ 財政法、会計法等関係法令の規定に則り、児童の支援の向上の観点から、職員・児童のニーズを把握し、計画的かつ適切な支出を行う。

## 第6 その他の事項

### 1. 児童自立支援施設の支援の向上を図るための支援等

#### (1) 児童自立支援施設職員を対象とした研修の協力

##### ①国立武蔵野学院附属人材育成センターとの協働

- ・ 国立武蔵野学院附属人材育成センター（以下「人材育成センター」という。）養成部の円滑な運営に資するよう全面的に協力する。
- ・ 人材育成センター研修部が実施する研修の一部を学院で開催するなどの協力を行う。

#### (2) その他研修会等への協力

##### ①全国児童自立支援施設協議会等への協力

全国児童自立支援施設協議会や関東自立支援施設協議会の活動に可能な限り協力する。

今年度は、学院が関東自立支援施設協議会の自立支援専門員研修会の事務局となっており、各施設の支援の質の向上に繋がるよう企画・実施を図る。

##### ②研修会等への職員の派遣

関係機関や団体から、研修会や検討会等への職員派遣などの協力依頼に対しては、その趣旨等を考慮し、学院の運営に支障のない範囲で協力する。

#### (3) 性的虐待等相談支援事業

- ・ 社会的養護関係施設における性的虐待への対応に関する専門性向上のための調査研究や専門研修等を実施する。なお、テーマについては、性的虐待に限らず、幅広く児童の問題に資するテーマを検討する。

具体例：

- ・ 性的虐待
- ・ 行動化 施設内性的問題発生時の対応
- ・ 性的搾取からの離脱
- ・ 女子児童特有の発達障害の影響
- ・ 良い出会いに向けて
- ・ コミュニケーション
- ・ アサーション（良好な自己表現）
- ・ 性的虐待や性被害を受けた児童に対する支援方法や多様な知見を幅広く収集し、さらにブラッシュアップに努める。

## 2. 地域、関係機関等との連携・支援

### (1) 地域連絡協議会の開催

地域連絡協議会を年1回開催し、学院の施設運営について、地域関係者に理解を得て、地域とより良い関係を保つよう努める。なお、協議会開催に当たって、園遊会など、児童の様子を直接見て触れ合う機会を持つことができる行事等に合わせて開催日を設定するなどの工夫を図る。

### (2) 施設・設備等の開放

- ① 地域等から学院の設備等の使用の申し出があった場合は、使用目的等を考慮し、学院の運営に支障のない範囲で使用を認める。
- ② コロナ感染症の状況や学院の実情にあった施設開放実施要領を定める。

### (3) 学院への理解

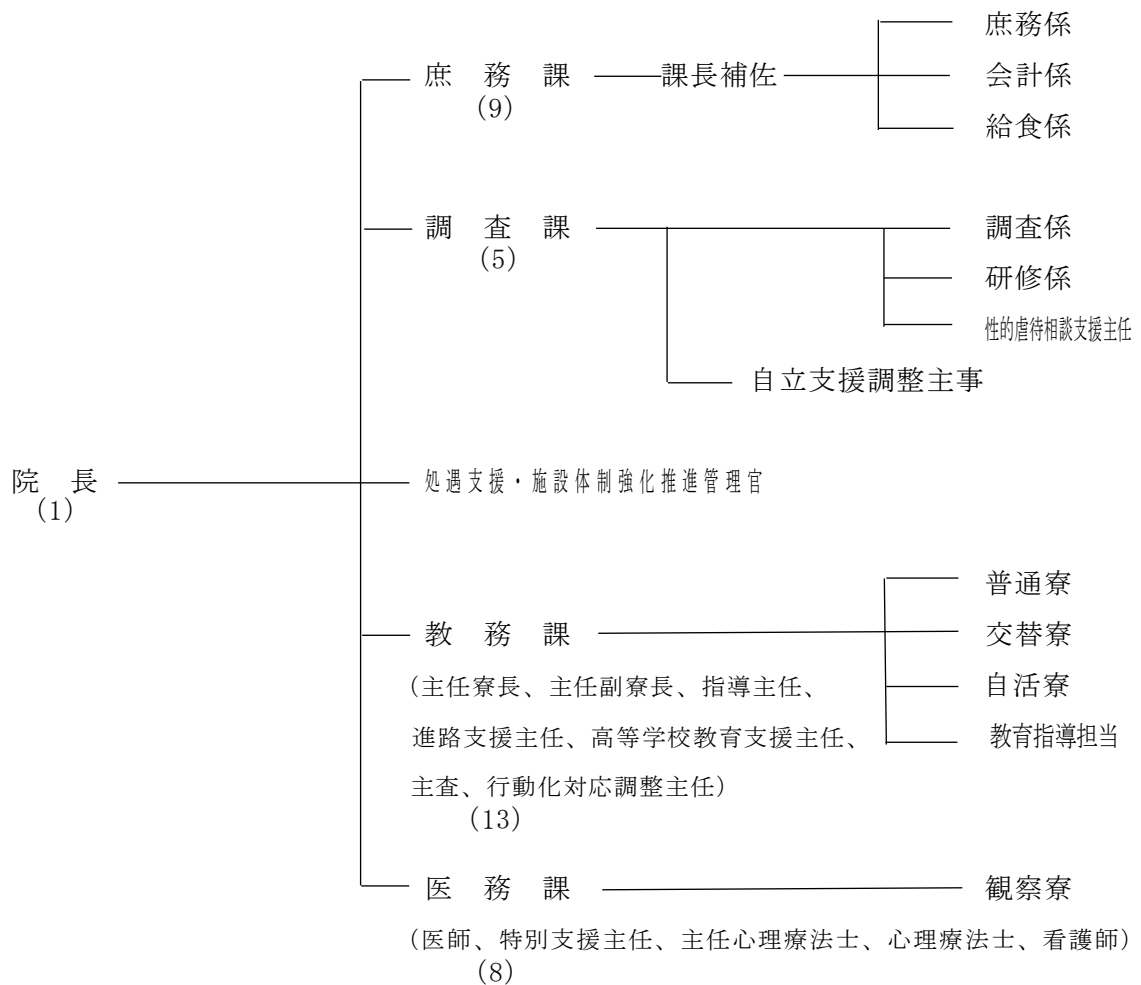
- ① 学院への理解を促すため、児童の関係者（児相、保護者）や関係機関を行事等に招待する。また、コロナ感染症の状況を踏まえ、地域住民の招待は当面は控えることとするが、地域にある施設であることを意識しながら、感染状況や国の方針等を踏まえながら、地域住民への拡大方法等について検討する。
- ② 児童の職場体験実習先として、実習先の開拓と効果的な実習を行う観点から、地域にある企業や店舗等に対し、児童の特性等の理解を促す取組を行う。
- ③ 関係機関等に対する学院の取組等の周知と相互理解を目的として、年4回季刊誌「きぬがわ」を発行する。

## 各課・室における取組

# I . 庶務課

庶務課は、人事、給与、福利厚生、公文書管理、予算・決算等の会計、物品及び営繕、子どもの食事に関することなど施設全般の管理運営の業務を担っている。

## 1 組織（令和6年3月31日現在） （職員定数 36名）



※ 上記のほか相談支援主任（1）（短時間再任用定員）

※ 分教室：教員 7 名（教諭 5 名（再任用教諭含む）、非常勤講師 1 名、免外解消非常勤講師 1 名）

## 2 組織・定員

### （1）組織

・該当なし

(2) 定員

・該当なし

3 予算等

(1) 予算額の推移 (単位: 千円)

|     | 令和3年度<br>(当初) | 令和4年度<br>(当初) | 令和5年度<br>(当初) |
|-----|---------------|---------------|---------------|
| 運営費 | 360,376       | 352,306       | 385,310       |
| 施設費 | 15,485        | 0             | 41,686        |
| 合 計 | 375,861       | 352,306       | 426,996       |

(2) 主な支出項目 (令和5年度中)

庁 費: 100人槽浄化槽中空糸膜モジュール交換、  
樹木の伐採、宿日直業務委託 等  
児童自立支援庁費: 寮舎排煙窓修繕、観察寮電気錠制御盤更新 等

(3) 近年における施設整備及び特別修繕の実績・内容

・施設整備費 (単位: 千円)

|       | 整備内容       | 予算額    |
|-------|------------|--------|
| 令和3年度 | 観察寮等防音工事   | 15,485 |
| 令和4年度 | -          | 0      |
| 令和5年度 | 観察寮2階等改修工事 | 41,686 |

・特別修繕費 (単位: 千円)

|       | 整備内容               | 予算額   |
|-------|--------------------|-------|
| 令和3年度 | PAS及び高圧ケーブル更新工事    | 3,863 |
| 令和4年度 | 院内電話機器交換工事         | 6,104 |
| 令和5年度 | 第3変電所連絡用高圧ケーブル更新工事 | 3,080 |

## Ⅱ．教務課

教務課では、児童に対する支援（生活、学習、作業、運動、文化・レクリエーション等の指導）に関する業務を担っている。

### 1．生活指導

#### （１） 目的

- ① 児童の情性が養育され、情緒がより豊かになれば心身の発達が図られ、問題行動が解消される。そのため、日常生活の中の律動的な日課を通して心身が健全に発育し、生活に対する興味が喚起され、意欲的かつ快適な生活を経験する。
- ② 児童や職員との好ましい人間関係を通して、愛着関係の体験を再現し、そのうえで児童集団の生活を通して好ましい人間関係や生活態度、習慣を身につけ、自主性を高め、判断力、独立心、協調性を養い人間関係力を強化する。
- ③ 児童は、対人関係のトラブルを解決できず、問題行動を起こしていたため、日常生活における種々の問題を職員や児童を通して解決し、不満感情を持たずに自律した生活ができるようになる。

#### （２） 過程

（前期） 児童が寮生活で安定した状況になる時期

- ・ 寮生活の流れを説明し、前向きに生活ができるよう支援する。
- ・ 寮担当職員と児童の心の接触を図る
- ・ 児童の問題性を把握し支援計画を策定する。

（中期） 児童が生活に興味や関心を持ち、自己の問題性に目を向け生活する時期

- ・ 支援計画に従って支援する
- ・ 集団生活における人間関係が円滑になるよう支援する
- ・ 生活習慣が確立されているか把握し、その習得に向け支援する
- ・ 自ら行った行為に向き合う取り組みを行い、自己の問題性の改善を図る
- ・ 支援計画に見直しがないか検討する

（後期） 自律的な生活ができる時期

- ・ 退所準備のための支援を行う
- ・ 自立に向けて、自分の考えを持ち、表現し、実行できるようになって

いるか確認する

- ・他児の面倒を見ることができ、人間関係を円滑にできるよう支援する
- ・退所先（地域・学校・家庭）との調整をしながら、自立心が育てられて  
いるか確認する

### （３） 日課

|           | 平日             |           | 土日・祝祭日         |
|-----------|----------------|-----------|----------------|
| 6 : 4 5   | 起床 洗面 朝掃除      |           |                |
| 7 : 3 0   | 朝食             |           |                |
|           |                | 8 : 0 0   | 起床 洗面 朝掃除      |
| 8 : 2 5   | 朝礼 ラジオ体操 登校    |           | 朝食             |
|           | 学習             | 9 : 3 0   | 寮活動（作業・スポーツなど） |
| 1 2 : 1 0 | 校舎掃除 講堂講話（金のみ） | 1 2 : 0 0 | 昼食             |
| 1 2 : 3 0 | 昼食             |           |                |
|           |                | 1 3 : 3 0 | 寮活動（スポーツ・余暇など） |
| 1 3 : 4 0 | 学習 作業 作法など     |           |                |
| 1 5 : 1 5 | 寮活動（スポーツ・余暇など） |           |                |
|           | クラブ活動          |           |                |
| 1 7 : 0 0 | 夕掃除            | 1 7 : 0 0 | 夕掃除            |
| 1 7 : 3 0 | 夕食             | 1 7 : 3 0 | 夕食             |
| 1 8 : 3 0 | 自習 入浴 間食 自由時間  | 1 8 : 3 0 | 自習 入浴 間食 自由時間  |
|           |                |           |                |
| 2 1 : 0 0 | ミーティング         | 2 1 : 0 0 | ミーティング         |
| 2 1 : 1 0 | 消灯             | 2 1 : 1 0 | 消灯             |

## 2. 学習指導

### （１）学齢児の学習指導（さくら市立氏家中学校うの花分教室）

#### ①基本目標

知育・徳育・体育の調和を図り「豊かな心をもち、たくましく生きる」生徒を育てる。

#### ②具体目標

- ・学業に全力を尽くす生徒

- ・情操豊かで思いやりのある生徒
- ・健康で気力ある生徒
- ・進んで働く生徒

### ③分教室像

- ・生徒の個性を生かし、わかる授業を実践する分教室
- ・自己を再発見し、自己実現が果たせる分教室
- ・心身共に健康で、活力のある分教室

## (2) 中卒児童の学習指導

### ①教育目標

豊かな心と健やかな体を持ち、自ら学ぶ意欲と社会の変化に対応する実践力を養い、たくましく生き抜く児童を育成する

### ②具体的目標

- ・生命の大切さを学び、礼儀正しく他を思いやって生活する姿勢を養う
- ・基礎的・基本的な学力を身につけ、自ら考え判断し正しく行動できる力を養う
- ・健康・勤労の大切さを理解し、社会生活に適応するための力を養う

### ③教育課程

- ・1単位時間の時間は45分とし、1クラスの人員を上限10名程度とする
- ・高卒認定試験受験希望者は高卒認定コースを選択できる。
- ・多様な経験をさせ、児童の知識を豊かにし、世界を広げる。
- ・考えを深めるための基礎的・基本的な学習事項を盛り込む
- ・社会人としての基本的な考えかたを身につけさせる
- ・社会の中で生きていくための力と自信をつけさせる
- ・学ぶことの喜びを感得させる

### ④学習結果と評価

学習成果について、教科ごとに担当職員から適切なアドバイスをすることにより、学習意欲の喚起を図り将来への展望を開かせる必要がある

### ⑤学習指導面での配慮

- ・児童の無断外出等を未然に防止
- ・児童が安定した生活を送れるような雰囲気づくりの工夫
- ・生活指導に根付いた学習指導の工夫
- ・精神的発達を促すような学習指導の在り方の工夫

※実践科目とその概要

| 科目              |      | 時数 | 概要                                 |
|-----------------|------|----|------------------------------------|
| SST             |      | 1  | 社会生活に必要なスキルを学ぶ                     |
| 健康              |      | 1  | 性・薬物・喫煙・飲酒など、自己破壊の誘惑から身を守る知識を身につける |
| 職業・資格           |      | 1  | 職業適性や職業知識の学習を行う<br>資格取得に関する学習を行う   |
| 漢字検定            |      | 2  | 日本漢字能力検定の合格に向けた学習                  |
| 読書              |      | 1  | 簡単な文章を理解する力を養う                     |
| スピーチ            |      | 1  | 自分の考えをまとめて発表する力を養う                 |
| 新聞              |      | 1  | 記事の書写を通して時事を知る                     |
| 家庭科             |      | 2  | 裁縫の基礎・基本を身につける                     |
| パソコン            |      | 1  | 簡単なパソコン技能の習得                       |
| 美術              |      | 1  | 美術を通して情性を育み、芸術を楽しむ心を養う             |
| 珠算              |      | 1  | 商工会珠算検定の合格に向けた学習                   |
| 音楽              |      | 1  | 音楽を通して情性を育み、心に潤いを持たせる              |
| 作法              |      | 3  | 華道・茶道を通して、礼儀作法や日本の心を知る             |
| 高卒認定<br>(選択コース) | 国語   | 1  | 高卒認定試験の合格に向けた各教科の学習                |
|                 | 数学   | 1  |                                    |
|                 | 英語   | 1  |                                    |
|                 | 理科   | 1  |                                    |
|                 | 社会   | 2  |                                    |
| 教養<br>(選択コース)   | 国語   | 1  | 読み書きや読み取りの力の向上を目指す                 |
|                 | 英語   | 1  | 基礎的・基本的な英語の力を養う                    |
|                 | 数学   | 1  | 基礎的・基本的な計算力を身につける                  |
|                 | 技能習得 | 2  | 創作活動を通して、簡単な技能を身につける               |
|                 | 教養   | 1  | 社会的一般常識を身につける                      |

## (3) 時間割

| 令和5年度 時間割 (1学期) |                |                  |      |                |                  |      |                |                |     |                |                |                |       |      |
|-----------------|----------------|------------------|------|----------------|------------------|------|----------------|----------------|-----|----------------|----------------|----------------|-------|------|
| 曜日              | 月              |                  |      | 火              |                  |      | 水              |                |     | 木              |                |                | 金     |      |
|                 | 音楽担当<br>瀬古     |                  |      | 音楽担当<br>五反田    |                  |      | 音楽担当<br>津田     |                |     | 音楽担当<br>笠井     |                |                |       |      |
| クラス             | 1・2            | 3                | 専    | 1・2            | 3                | 専    | 1・2            | 3              | 専   | 1・2            | 3              | 専              | 専     |      |
| 8:35~8:50       | 朝学習 (各寮)       |                  |      |                |                  |      |                |                |     |                |                |                |       |      |
| 8:50~8:55       | SHR (担任、副担任)   |                  |      |                |                  |      |                |                |     |                |                |                |       |      |
| 1 限目            | 道徳<br>学活       | 社会               | 漢字検定 | 数学             | 社会               | 新聞   | 専修科活動          |                |     | 英語             | 国語             | 読書             | 専修科活動 |      |
|                 | 早川<br>瀬古<br>山田 | 小川<br>津田<br>(笹川) | 副寮長  | 大金<br>上園<br>山田 | 小川<br>津田<br>(笹川) | 副寮長  | 大金<br>上園<br>山田 | 岩崎<br>野口<br>津田 | 副寮長 | 早川<br>瀬古<br>山田 | 岩崎<br>野口<br>津田 | 大金<br>上園<br>津田 | 数学    | スピーチ |
|                 | 理科             | 社会               | SST  | 英語             | 数学               | パソコン | 早川<br>瀬古<br>山田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 副寮長 | 国語             | 理科             | 音楽             | 英語    | 健康   |
| 2 限目            | 8:55           |                  |      |                |                  |      | 専修科活動          |                |     | 数学             | 英語             | 職業・資格          | 専修科活動 |      |
|                 | 9:40           |                  |      |                |                  |      | 早川<br>瀬古<br>山田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 副寮長 | 早川<br>瀬古<br>山田 | 岩崎<br>野口<br>津田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 数学    | 読書   |
|                 | 10:30          |                  |      |                |                  |      | 早川<br>瀬古<br>山田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 副寮長 | 早川<br>瀬古<br>山田 | 岩崎<br>野口<br>津田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 数学    | 読書   |
| 3 限目            | 10:35          |                  |      |                |                  |      | 早川<br>瀬古<br>山田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 副寮長 | 早川<br>瀬古<br>山田 | 岩崎<br>野口<br>津田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 数学    | 読書   |
|                 | 11:20          |                  |      |                |                  |      | 早川<br>瀬古<br>山田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 副寮長 | 早川<br>瀬古<br>山田 | 岩崎<br>野口<br>津田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 数学    | 読書   |
|                 | 12:10          |                  |      |                |                  |      | 早川<br>瀬古<br>山田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 副寮長 | 早川<br>瀬古<br>山田 | 岩崎<br>野口<br>津田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 数学    | 読書   |
| 4 限目            | 11:25          |                  |      |                |                  |      | 早川<br>瀬古<br>山田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 副寮長 | 早川<br>瀬古<br>山田 | 岩崎<br>野口<br>津田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 数学    | 読書   |
|                 | 12:10          |                  |      |                |                  |      | 早川<br>瀬古<br>山田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 副寮長 | 早川<br>瀬古<br>山田 | 岩崎<br>野口<br>津田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 数学    | 読書   |
|                 | 12:10          |                  |      |                |                  |      | 早川<br>瀬古<br>山田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 副寮長 | 早川<br>瀬古<br>山田 | 岩崎<br>野口<br>津田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 数学    | 読書   |
| 掃除              | 12:10~12:20    |                  |      |                |                  |      |                |                |     |                |                |                |       |      |
| 昼               | 12:25~13:40    |                  |      |                |                  |      |                |                |     |                |                |                |       |      |
| 5 限目            | 13:40          |                  |      |                |                  |      | 早川<br>瀬古<br>山田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 副寮長 | 早川<br>瀬古<br>山田 | 岩崎<br>野口<br>津田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 数学    | 読書   |
|                 | 14:25          |                  |      |                |                  |      | 早川<br>瀬古<br>山田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 副寮長 | 早川<br>瀬古<br>山田 | 岩崎<br>野口<br>津田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 数学    | 読書   |
|                 | 14:30          |                  |      |                |                  |      | 早川<br>瀬古<br>山田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 副寮長 | 早川<br>瀬古<br>山田 | 岩崎<br>野口<br>津田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 数学    | 読書   |
| 6 限目            | 15:15          |                  |      |                |                  |      | 早川<br>瀬古<br>山田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 副寮長 | 早川<br>瀬古<br>山田 | 岩崎<br>野口<br>津田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 数学    | 読書   |
|                 | 15:15          |                  |      |                |                  |      | 早川<br>瀬古<br>山田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 副寮長 | 早川<br>瀬古<br>山田 | 岩崎<br>野口<br>津田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 数学    | 読書   |
|                 | 15:15          |                  |      |                |                  |      | 早川<br>瀬古<br>山田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 副寮長 | 早川<br>瀬古<br>山田 | 岩崎<br>野口<br>津田 | 大金<br>上園<br>高橋 | 数学    | 読書   |
| 15:15~16:30     |                |                  |      |                |                  |      |                |                |     |                |                |                |       |      |

令和5年度 夏日課の時間割

令和5年7月21日～8月29日

| 曜日               |                      | 月     |       | 火                 |  |  | 水                                     |             | 木                |    |  | 金                       |        |
|------------------|----------------------|-------|-------|-------------------|--|--|---------------------------------------|-------------|------------------|----|--|-------------------------|--------|
| 朝礼音楽             |                      | 瀬古    |       | 五反田               |  |  | 津田                                    |             | 笠井               |    |  | 山田                      |        |
| 朝礼8:25<br>朝会8:40 |                      | 専修科   |       | 専修科               |  |  | 専修科                                   |             | 専修科              |    |  | 専修科                     |        |
| クラス              |                      | 全体    |       | 1寮 2寮 4寮          |  |  | 全体                                    |             | 1寮 2寮 4寮         |    |  | 全体                      |        |
| 1                |                      | 8:40  | 専修科活動 | 教養(分教室)           |  |  | 珠算                                    | 専修科活動又は音楽合流 | 8月3日 7月27日 8月10日 | 作法 |  |                         | 体育(水泳) |
|                  | 特別授業(檜山栄養士)          |       |       |                   |  |  |                                       |             |                  |    |  |                         |        |
|                  | ランチルーム               |       |       |                   |  |  |                                       |             |                  |    |  |                         |        |
|                  | 鈴木                   |       |       |                   |  |  |                                       |             |                  |    |  |                         |        |
|                  | 五反田                  |       |       |                   |  |  |                                       |             |                  |    |  |                         |        |
| 2                |                      | 9:30  | 専修科活動 | 各寮教室              |  |  | 音楽                                    | 専修科活動又は作法   | 作法教室             |    |  | (8:40プール集合<br>～10:00終了) |        |
|                  | 体育(ダンス等)             |       |       |                   |  |  |                                       |             |                  |    |  |                         |        |
|                  | ※7/25、8/1に関しては美術(陶芸) |       |       |                   |  |  |                                       |             |                  |    |  |                         |        |
|                  | 担当(林講師、笹川)           |       |       |                   |  |  |                                       |             |                  |    |  |                         |        |
|                  | ランチルーム               |       |       |                   |  |  |                                       |             |                  |    |  |                         |        |
| 3                |                      | 10:25 | 専修科活動 | 津田、五反田、笠井、<br>教務課 |  |  | ランチルーム<br>菊地亜・野口<br>五反田、津田、笠井、<br>教務課 | 山影          | 寮担当              |    |  | プール掃除<br>(～11:00終了)     |        |
|                  | プール                  |       |       |                   |  |  |                                       |             |                  |    |  |                         |        |
|                  | プール掃除                |       |       |                   |  |  |                                       |             |                  |    |  |                         |        |
|                  | 寮担当                  |       |       |                   |  |  |                                       |             |                  |    |  |                         |        |
|                  | プール                  |       |       |                   |  |  |                                       |             |                  |    |  |                         |        |
| 11:20～11:45      |                      | 山影    |       | 学習棟掃除             |  |  | ランチルーム掃除                              |             | 山影               |    |  |                         |        |
| 12:00～14:00      |                      | 専修科   |       | 専修科               |  |  | 専修科                                   |             | 専修科              |    |  | 専修科                     |        |
| 14:10            |                      | 全体水泳  |       | 全体水泳              |  |  | 全体水泳                                  |             | 全体水泳             |    |  | 全体水泳                    |        |
| 15:10            |                      | プール   |       | プール               |  |  | プール                                   |             | プール              |    |  | プール                     |        |
| 15:15～16:30      |                      | 寮・教務課 |       | 寮・教務課             |  |  | 寮・教務課                                 |             | 寮・教務課            |    |  | 寮・教務課                   |        |

### 3. 作業指導

#### (1) 目的

特定の職業技術を身に着けることよりも、むしろ、作物ができるまでの過程や共同して仕事を達成する喜びを体験し、勤労意欲の向上、心身の鍛錬を図るとともに、人間的な触れ合いや相互理解を深め、社会性・協調性を培うことを目的としている。また、児童の生活が豊かなものになるために、情緒の安定を促し、将来健全な社会生活を営むために必要な習慣を体得する。

#### (2) 内容

作業の分担は、敷地内を分割して、各寮舎が担当しており、細かな作業内容は寮担当の独自性に任され、季節や天候などに応じて行っている。

- ①環境整備：院内清掃、庭木の手入れ、除草等管理を行う
- ②草花園芸：温室で種苗育成を行い、花園を管理する
- ③果樹・野菜園芸：収穫物は各寮で調理し楽しんでいる
- ④裁縫：生活指導の一部としてエプロンや雑巾、衣類の補修など簡単なもの

#### (3) 作業日時

作業時間は平日の13時40分～15時15分や、休日の午前中など、時間割表に基づき週に3～5回程度実施しており、主に寮舎単位で寮長の指導のもとで行う。

### 4. 余暇指導

#### (1) 目的

単調になりがちな生活の中にリズム感を与え、スポーツ活動や文化的活動、教育的娯楽活動等の余暇指導を通じて、多くの場面で直面する問題に対して自己解決できる力を育むこと。また、それらを体験することにより、学習活動や作業活動、及び社会生活への新たな興味・関心につなげることを目的とする。

#### (2) 余暇時間

余暇時間は通常の日課から解放された時間と考えられるが、児童自立支援施設の特性上、起床から就寝までがほぼ日課表に基づいて生活しているため、限られた時間内の活動になってしまうのが現状である。しかし、これまで健全な余暇時間を過ごせなかった児童にとって、余暇時間は必要不可欠なものであると言える。

### (3) 指導内容

スポーツ活動は割当表に基づき、体育館、テニスコート、グラウンドなどの院内のスポーツ施設を寮単位で使用し、おおむね年間のスポーツ行事に沿うようなかたちで練習に取り組んでいる。バレーボール、水泳、卓球、バドミントンなどの各大会を実施しており、レクリエーション的な意味づけだけでなく、チームワークや個々の技術の習得・工場を目標としている。また、寮内の活動においては、空き時間を利用して、工芸や編み物などの文化的活動を行っている。児童にとっては、自己の新たな能力を発見し自信をつける機会となり、退所後の生活に必要な技能を身につけている。その他、教育的娯楽活動として、ビデオ視聴、音楽鑑賞、読書やパズルなどが、寮生活の日課に応じて行われている。

|                 |             |     | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   |
|-----------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平日              | 15:00～17:00 | 1   | 体育館 | テニス | 体育館 | 体育館 | テニス |
|                 |             | 4   | テニス | 体育館 | テニス | 体育館 | 体育館 |
|                 |             | 2   | 体育館 | テニス | 体育館 | テニス | 体育館 |
|                 |             | フリー | テニス | 体育館 | テニス | テニス | テニス |
|                 |             |     |     |     |     |     |     |
|                 |             |     | 1   | 4   | 2   | フリー |     |
| 土日祝<br>〇〇休み日課   | 9:00～10:30  | 体育館 | テニス | 体育館 | テニス |     |     |
|                 | 10:30～12：00 | テニス | 体育館 | テニス | 体育館 |     |     |
|                 | 13:00～15:00 | 体育館 | テニス | 体育館 | テニス |     |     |
|                 | 15:00～17:00 | テニス | 体育館 | テニス | 体育館 |     |     |
| ※半月ごとにローテーションする |             |     |     |     |     |     |     |

## 5. 専修科活動

### (1) 目的

専修科とは、退所が近づいた中卒児童がクラス単位の学習とは別に、退所後の生活に役立つ学習や体験を行うことを目的とする。

## (2) 内容

### ①院内活動

主な活動としては、自立した生活へ向けた座学(職業適性やお金に関すること)や環境整備を行っている。また、院外実習の準備として調理棟での調理実習を行っている。

### ②院外活動

郵便局や市役所、ハローワークへの訪問を行っている。また、就労の練習として、職場体験実習を行っている。主な実習先は市内のコンビニエンスストアや飲食店、理容室となっている。

### ③一人暮らし体験

児童のニーズに合わせてプログラムを組み実施される。寮集団や寮担当から離れて過ごすための短期間のもの(1泊2日～2泊3日)や、自炊用の食材の買い物や市立図書館の利用などを職場体験実習と組み合わせて行うもの(2泊3日～1週間程度)などがある。

令和5年度は児童2名が各2回、職場体験実習と合わせて実施した。

## 6. 行事

院内の生活全般に活力とリズム感を与え、その実施を通して、児童の情操の育成、情緒の安定を図り、自主性と積極性等を養うことを目的とし、各種行事を行う。

### (1) 年間行事予定

| 月 | 学校行事                                 | 共済行事                                        | 学院行事                               |
|---|--------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------|
| 4 | 歯科検診 18日<br>腎臓検診(1次) 28日             | 第1学期始業式 10日<br>開院記念行事 21日                   | 観桜バーベキュー 10日                       |
| 5 | 内科健診 18日<br>腎臓検診(2次) 29日<br>血液検査 29日 | プール清掃① 12日<br>プール清掃② 16日<br>救命講習・水泳事前指導 23日 | スポーツ大会 2日<br>アウトドア活動 4日<br>園遊会 26日 |
| 6 | 心臓検診 9日<br>眼科検診 29日<br>確認テスト 22日 23日 | プール開き 6日<br>珠算検定 16日<br>新体力テスト 20日          |                                    |
| 7 |                                      | 院内バレー大会 10日<br>ワックスがけ 14日 18日               | 漢字検定 7日<br>夏遠足 20日                 |

|    |       |          |         |           |          |      |
|----|-------|----------|---------|-----------|----------|------|
|    |       | 水泳記録会①   | 25日     | 氷水会       | 26日      |      |
| 8  |       | 水泳記録会②   | 8日      | 氷水会       | 2日9日     |      |
|    |       | 院内水泳大会   | 24日     | 高卒認定試験    | 3日、4日    |      |
|    |       |          |         | 夏祭り会      | 17～18日   |      |
|    |       |          |         | 関東少年水泳大会  | 29日      |      |
| 9  |       | 珠算検定     | 8日      |           |          |      |
|    |       | 宿泊旅行     | 12日～13日 |           |          |      |
|    |       | 院内バレーレク  | 19日     |           |          |      |
| 10 |       | 運動会準備、説明 | 3日      | 漢字検定      | 20日      |      |
|    |       | 運動会      | 4日      |           |          |      |
|    |       | 第1学期終業式  | 6日      | 関東女子バレー大会 |          |      |
|    |       | 第2学期始業式  | 12日     |           | 26日      |      |
| 11 | 確認テスト | 30日      | 社会見学    | 2日        | 高卒認定試験   | 4日5日 |
|    |       |          | 院内卓球大会  | 7日        | 関東少年文化祭  | 22日  |
|    |       |          | 珠算検定    | 17日       |          |      |
|    |       |          | 収穫祭     | 24日       |          |      |
| 12 | 確認テスト | 1日       | ワックスがけ  | 15日18日    | 関東少年卓球大会 | 7日   |
|    |       |          | スキー事前指導 | 19日       | クリスマス会   | 22日  |
|    |       |          |         |           | 餅つき      | 28日  |
| 1  |       |          | スキー教室①  | 16日       | 年賀式      | 1日   |
|    |       |          | 新春席書会   | 19日       | 新春会      | 5日   |
|    |       |          | スキー教室②  | 23日       |          |      |
| 2  | 確認テスト | 21日22日   | 宿泊スキー   | 6日～7日     | 漢字検定     | 9日   |
|    |       |          | 珠算検定    | 16日       |          |      |
| 3  |       |          | ひな祭り会   | 1日        | 院内バド大会   | 22日  |
|    |       |          | 学習発表会   | 15日       |          |      |
|    |       |          | 修了式     | 25日       |          |      |
|    |       |          | 離任式     | 31日       |          |      |

## (2) 寮外出

寮単位での外出を年に数回行っている。レジャー施設での余暇活動や外食、弁当を作ってお花見など、内容は各寮に任されている。

## 7. 部活動

### (1) 運営方針

#### ①部活動の意義

- ・ 児童が寮とは別の集団に属し、寮で培った自主性、主体性、忍耐力、協調性を発揮し、かつ向上させる機会とする。
- ・ 児童が寮担当職員以外の職員や他寮の児童と関係を築き、かつ深めることを通じて、多様な価値観や考え方を学ぶ機会とする。
- ・ 児童が目標を定め、努力して目標を達成することで、自尊心や自己効力感を強化する機会とする。

## ②部活動規則

### ア 活動日

- ・ 活動期間は、部活動計画に定められたところとし、大会日のおおむね1ヶ月前から大会日前日までを強化期間とする。
- ・ 活動回数は、強化期間前は週2～3回程度、強化期間は週1回の休みを取り入れて週6回までを原則とする。活動曜日については、行事・練習試合等を鑑み、担当者が決定する。
- ・ 活動時間は、平日は15：15～16：45、週末は9：15～11：30とする。
- ・ 部活動に入部した場合は、強化期間中は部活動を優先させる。作法は途中で退出する。

### イ 入部の要件

部活動に入部する児童は、学院や寮の生活のルールを守り、自分の課題克服に向けて前向きに生活していることが前提である。

- ・ 部活動に前向きな意欲があること。
- ・ 生活態度や授業態度が良好であること。
- ・ 新入生に関しては、新入期間（3ヶ月）終了後とする。

### ウ 入部の決定

- ・ 部活に入部したい児童は、寮担当者に申し出る。寮担当者は、児童が入部の要件を満たしているかどうか、児童と話し合いながら検討する。入部要件を満たしていると評価された場合は、寮担当者から、教務会で入部の意思表示（様子見）をする。
- ・ 入部の意思表示（様子見）があった児童については、翌週の教務会で入部の可否（承認）を決定する。但し、否となった場合は、様子見期間の延長を経て再協議（基本1週間後の教務会）もあり得る。
- ・ 入部はおおむね強化期間の前日までとするが、大会エントリー等可能な限り、寮担当と監督の話し合いのうえ、教務会で協議検討して可否を決定する。

### エ 退部・休部の決定について

- ・ 教務会で退部・休部の可否を決定する。

#### オ 退部・休部の要件

- ・ 部活動所属中に無断外出をした場合は退部とする。
- ・ その他、暴力行為や学院の決まりを著しく逸脱した場合など、退部・休部に値する行為があった場合は、教務会にて対応を協議する。
- ・ 日常生活で頻回なクールダウンを必要とした場合、教務会にて対応を協議する。
- ・ 観察寮に入寮して所属する部活動への復帰を希望する場合は、復寮後おおむね1ヶ月を経過した後教務会で協議をする。
- ・ やむを得ず退部して他部活動への再入部を目指す場合は少なくとも退部後1ヶ月の生活状況を勘案すること、退部した部活動の関児協主催大会が終了後に教務会で協議をする。

#### カ 部活動の担当者・引率について

- ・ 監督者会議は、原則部活動の主担当者が参加する。
- ・ 関児協の大会引率職員は、原則、部活動担当者（主担当・副担当）、分教室教諭1名、寮長1名、副寮長1名とする。入部児童が少数名の場合は、引率職員は減になることもある。

#### キ その他

- ・ 寮担当と部活担当者は、部活動での生徒の様子を、児童記録（ファイルメーカー）や口頭で密に情報を共有していくこと。

### （２）活動計画

#### ＜前期＞

##### ①部活動に関する共通認識事項について

- ・ 1学期から2学期前半にかけて行う部活動は水泳部、バレー部、卓球部を開設する。それぞれの活動期間はおよそ3ヶ月とする。
- ・ それぞれの部活動は関東児童自立支援施設協議会主催の大会への参加を目標とする。
- ・ 複数の部活動への入部希望があり、活動期間が重複している場合は、大会日が早い部活動への入部を優先すれば各大会終了後に他部活動への移行は可能である。ただし、移行する時は1週間程度のインターバルを取ることにする。
- ・ 部活動の実施、部員の選考方法や選考基準、退部等の規定については「令和5年度きぬ川学院部活動運営方針」に依ることとする。

##### ②活動期間

|      | 期間（活動開始可能日～大会）     | 強化期間（大会前約１ヶ月）      |
|------|--------------------|--------------------|
| 水泳部  | ５月２９日（月）～８月２９日（火）  | ７月２８日（金）～８月２８日（月）  |
| バレー部 | ７月２６日（水）～１０月２６日（木） | ９月２５日（月）～１０月２５日（水） |
| 卓球部  | ９月７日（木）～１２月７日（木）   | １１月６日（月）～１２月６日（水）  |

### ③部活動担当者

|      | 主担当 | 副担当 | 分教室 | 大会付添寮 |
|------|-----|-----|-----|-------|
| 水泳部  | 瀬古  | ３名  | ２名  | なし    |
| バレー部 | 笠井  | ２名  | ２名  | なし    |
| 卓球部  | 五反田 | ２名  | ２名  | なし    |

※ 関児協の大会へ参加する部活動については、他の職員が適宜補助に入る

※ その他：関東少年文化祭（11/22）で披露するダンス担当者（３名）

### ④大会日・事務局・会場

|              | 大会日       | 事務局   | 会場      |
|--------------|-----------|-------|---------|
| 関東少年水泳大会     | ８月２９日（火）  | おいそ学園 | 横浜国際プール |
| 関東女子バレーボール大会 | １０月２６日（木） | 埼玉学園  | 埼玉県立武道館 |
| 関東少年卓球大会     | １２月７日（木）  | 向陽学園  | 横浜武道館   |

### <後期>

#### ①令和５年度後期クラブ活動について

- ・実施要項、部員の選出方法や選出基準、退部等の規定については「令和５年度きぬ川学院部活動運営方針」に依ることとする。
- ・入部締め切りは活動終了日の一ヶ月前とする。

#### ②活動期間

| 区分      | 活動期間と目標                                                                             | 活動時間と場所                                                                                                               |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 音楽部     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1～3月</li> <li>・ ひな祭り会での発表</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週1～2回<br/>平日 15:15～16:30</li> <li>・ 場所は音楽室 or 講堂</li> </ul>                  |
| ボードゲーム部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1～3月</li> <li>・ 年度末に職員とミニ大会実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週1～2回<br/>平日 15:15～16:30</li> <li>・ 場所は学習棟教室</li> </ul>                      |
| バドミントン部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1～3月</li> <li>・ 院内バド大会での各々の目標達成</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週1～2回<br/>平日 15:15～16:30<br/>(担当の勤務によって曜日は変動あり)</li> <li>・ 場所は体育館</li> </ul> |

### ③担当者

|         | 主担当 | 副担当 |
|---------|-----|-----|
| 音楽部     | 野口  | 1名  |
| ボードゲーム部 | 笠井芙 | 2名～ |
| バドミントン部 | 笠井千 | 1名  |

### ④その他

- ・ 音楽部…児童の入部状況や希望により活動内容を組み立てる。ひな祭り会直前には、状況により週数回実施する。(希望者がなく実施しなかった)
- ・ バド部…担当の勤務によって活動日を設定する。院内バド大会の直前には、状況により週数回実施する。

## 8. きぬ川新聞の発行

### (1) 内容

きぬ川新聞とは原則毎月初日に発行する院内向け新聞である。行事予定、行事紹介、児童作文、児童作成記事を中心に、担当者がコラムやクイズなどを掲載している。

### (2) 留意点

- ・ 内容は自分のことにする。他人のことは書かない。

- ・他児の名前は書かない。書く場合は「Aさん」などイニシャル表記にする。
- ・略語や砕けた言葉、ら抜き言葉などは使わない。使われていた場合は修正する。
- ・難しい漢字以外はできるだけ漢字で書く。数字は漢数字を用いる。
- ・児童作文を載せる際は、公平を期すためその月ごとに先頭になる寮を変え、児童作文は各寮古い子順で載せる。
- ・下書きの段階で、各寮で内容と禁則処理の確認をする。

### （３）季刊誌「きぬがわ」

季刊誌「きぬがわ」はきぬ川新聞の一部を抜粋して児童の措置児童相談所並びに全国の児童自立支援施設に四半期ごとに発刊するものである。

令和５年度は行事紹介と生徒作文を掲載して発刊した。個人情報の保護の観点から、児童名はイニシャルに変え送付している。

## ９．講堂講話

毎週金曜日、午前の授業終了後（１２時１０分～）、職員による１０～１５分程度の講話を行っている。自己紹介、趣味の話など、内容は各職員に任されている。また、同じ時間を使って、検定や行事の表彰、給食アンケートの結果報告など行っている。

## １０．会議等

### （１）朝会

月曜日から金曜日までの毎朝、朝礼後に教務課室で行っている。参加者は院長・各課長・調査課職員・教務課職員・医務課職員・分教室教諭で、各寮・分教室から児童の状況報告や、各課から当日の職員の動きや予定について伝達している。

### （２）教務会

毎週１回を目安に行っている。参加者は調査課長・教務課長・教務課職員・調査課職員・医務課職員・分教室職員で、行事の立案や内容に関すること、部活動に関すること、時間割に関することについて検討や確認を行っている。

(3) 寮担当者会

必要に応じて主任寮長が招集し、議題について検討や確認を行っている。

令和5年度実績

|        |                                                         |
|--------|---------------------------------------------------------|
| 5月10日  | 寮への加配職員（3人目）について<br>定期購読している雑誌の見直し<br>授業参観について          |
| 5月25日  | 登校時の服装について<br>夏日課中の朝礼の服装について                            |
| 12月20日 | 児童の髪型について<br>定期購読の雑誌の決定<br>朝礼の号令について<br>児童への服薬内容の説明について |

(4) 副寮長会

毎月1回、衣類・給食・日用品に関することや行事の服装など、児童の日常生活に必要なことを中心に検討や確認を行っている。また、副寮長が担当する副寮長授業の内容や漢字検定に関すること、日々の児童支援の情報交換を行う時間にもなっている。

(5) 観察寮入寮児童について

①入寮会議

観察寮に児童が入寮した際、院長・調査課長・教務課長・担当寮長・観察寮長ほか関係職員が集まり、入寮までの経緯や入寮理由、復寮に向けどのような支援を行うか協議している。

②ケアプラン会議

観察寮入寮児童の経過確認と、復寮に向けた支援内容の詳細や復寮の時期について関係職員が集まり協議している。

## Ⅲ. うの花分教室

### ○ 分教室の運営について

#### 1 教育目標

##### (1) 基本目標

知育・徳育・体育の調和を図り「豊かな心を持ち、たくましく生きる」生徒を育てる。

##### (2) 具体目標

- 学業に全力を尽くす生徒
- 情操豊かで思いやりのある生徒
- 健康で気力ある生徒
- 進んで働く生徒

##### (3) 分教室像

- 生徒の個性を生かし、わかる授業を実践する分教室
- 自己を再発見し、自己実現が果たせる分教室
- 心身共に健康で、活力のある分教室

##### (4) 教職員像

- 「師弟同行」「率先垂範」のできる教職員
- 表情豊かで勢いのある教職員
- 自己研修に励む教職員
- 危機管理ができる教職員

#### 2 運営方針

常に「共に」を意識した実践力のある教職員が、明るく組織的な協力体制の下、活気と連帯感に満ちた中で、温もりと厳しさをもって生き生きとした分教室づくりに努める。

##### (1) 組織体としての調和を図り、使命感と責任感のみなぎる分教室体制の確立に努める

- 教育目標を実現するための共通理解と協働
- リーダーシップの発揮
- 研修の充実とモラルの高揚
- 生徒との人格的なふれあいの重視

##### (2) 一人一人を生かす学習指導を推進する

- 指導内容の厳選と基礎・基本の定着
- 自己表現力の育成

- チーム・ティーチング（ＴＴ）の指導の充実
- （３）いきいき栃木っ子３あい運動の趣旨を生かし、情性の涵養に努める
  - 豊かな人間関係の醸成
- （４）自分で考える力を育成し、温もりのある生徒指導の充実に努める
  - 自己決定力と責任感の育成
  - 自己肯定感の育成
  - 教育相談の充実
- （５）生徒一人一人の個性を生かし、よりよい自己実現の図れる教育活動を推進する。
  - 体験活動の重視                      ○進路指導の充実                      ○部活動の充実
- （６）教育環境の整備・充実に図り、豊かな情操を育成する。
  - 学校教育備品等の整備・充実と活用
  - 環境の美化・緑化の推進
  - 汗して働くことの快さ、喜びを体験する活動の推進
  - 安全危機管理の徹底
- （７）学院及び前籍校（指定校）・関係諸機関との連携を密にする。
  - 学院との連携
  - 前籍校（指定校）・関係諸機関との連携

### ３ 本年度の努力点

#### 【学業に全力を尽くす生徒】

- （１）一人一人の実態をもとに、基礎的・基本的内容の定着を図る授業の実践
- （２）一人一人の学習意欲を高めるとともに、学び方の習得を図る指導法の工夫と実践
- （３）生徒と教師のふれあいを大切にした授業の推進
- （４）総合的な学習の時間の推進
- （５）適切な進路を選択する能力の育成

#### 【情操豊かで思いやりのある生徒】

- （１）心の通い合う学級経営の確立
- （２）読書指導の充実による豊かな心の育成
- （３）いきいき栃木っ子３あい運動の推進

#### 【健康で気力ある生徒】

- （１）学校行事への主体的参加
- （２）体力づくりと学校保健安全指導の充実

#### 【進んで働く生徒】

- （１）奉仕する心と進んで働く生徒の育成

#### 4 具体的な実践内容（努力点達成のための具体策及び実践内容）

| 教 育<br>目 標                                          | 目指す生徒<br>像                                                                               | 努力点                                      | 具体策                  | 実践内容                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学<br>業<br>に<br>全<br>力<br>を<br>尽<br>く<br>す<br>生<br>徒 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標をもって学習する生徒</li> <li>・ 正しい判断で行動する生徒</li> </ul> | (1) 一人一人の実態をもとに、基礎的・基本的内容の定着を図る授業の実践     | ① 基本的な授業態度・学習習慣の形成   | ○自ら学ぶ学習態度の育成と基礎・基本の定着<br>ア 基本的な授業態度の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さわやかなあいさつの励行</li> <li>・ 気持ちのよい返事</li> <li>・ しっかりした学習姿勢</li> <li>・ 場に応じた態度や言葉の使い方</li> </ul> イ 基礎学力の習得を目指した学習の実践 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的な読み・書きの力の育成</li> <li>・ 基礎的な考える力の育成</li> </ul> |
|                                                     |                                                                                          | (2) 一人一人の学習意欲を高めるとともに、学び方の習得を図る指導法の工夫と実践 | ② 学習形態の工夫            | ア 基礎・基本の定着を目指した学習の実践 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主体的学習態度を育成するための指導法の工夫</li> </ul>                                                                                                                                                                                            |
|                                                     |                                                                                          | (3) 生徒と教師のふれあいを大切にした授業の実践                | ③ 個に応じた指導の充実（T・Tを含む） | ア 一人一人に応じた丁寧な授業の展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人一人を生かす指導法の工夫</li> </ul>                                                                                                                                                                                                     |
|                                                     |                                                                                          | (4) 総合的な学習の時間の推進                         | ④ 総合的な学習の時間の充実       | ア 手芸や緑化・生産活動などの体験的な学習の実践 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ クロススティッチング</li> </ul>                                                                                                                                                                                                   |
|                                                     |                                                                                          | (5) 適切な進路を選択する能力の育成                      | ⑤ 進路指導の充実            | ア 学級活動における進路指導の実践 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来に向けての自己像の形成</li> <li>・ 進路に関する幅広い知識の習得</li> <li>・ 進路相談</li> </ul>                                                                                                                                                             |
|                                                     |                                                                                          |                                          | ⑥ 進路情報の提供            | ア 国立きぬ川学院・指定校等との連携と共有化                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|                             |                                                      |                                                                                |                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>情報操豊か<br/>で思いやりのある生徒</p> | <p>・礼儀正しく、規律ある生活ができる生徒</p> <p>・自らを謹み、他を優しく思いやる生徒</p> | <p>(6)心の通い合う学級経営の確立</p> <p>(7)読書指導の充実による豊かな心の育成</p> <p>(8)いきいき栃木っ子3あい運動の推進</p> | <p>①基本的な生活習慣・態度の育成</p> <p>②道徳教育の充実</p> <p>③教育相談の充実</p> <p>④生徒指導の充実</p> <p>⑤生命尊重・人権尊重の教育の充実</p> | <p>○心の教育の推進</p> <p>ア 礼儀・言葉遣い・身だしなみの指導の徹底</p> <p>イ 時と場に応じた態度の育成</p> <p>ア 思いやりの心や的確な判断力の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分を大切にする心の育成</li> <li>・他を認め敬う心の育成</li> <li>・互いに支え合う心の育成</li> </ul> <p>イ きまりを守る指導の徹底</p> <p>ア 信頼感を深める教育相談の実践</p> <p>イ 生徒の内面に対する理解</p> <p>ア 情報の共有化による歩調を合わせた指導の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の目的の明確化</li> <li>・教員会の活性化</li> </ul> <p>イ 学級の枠を超えた協力体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分教室報告の活用</li> <li>・朝会における情報の交換</li> </ul> <p>ア 自分を大切にする指導の徹底</p> <p>イ 全教育活動を通しての「命の大切さ」の指導の徹底</p> <p>ウ 一人一人のよさを認め、個性を尊重する指導の実践</p> |
|-----------------------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                   |                                                                                           |                                                      |                                        |                                                                                                                                                                       |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 健康で<br>気力ある<br>生徒 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身を鍛え、病气やけがをしない生徒</li> <li>・困難にくじけない生徒</li> </ul> | <p>(9) 学校行事への主体的参加</p> <p>(10) 体力づくりと学校保健安全指導の充実</p> | <p>① 国きぬ川学院との連携</p> <p>② 健康安全指導の充実</p> | <p>○ 充実した日々を送るための健康に保持・増進</p> <p>ア 体育的行事への積極的な参加</p> <p>イ 講師の依頼</p> <p>ア 教科体育における自ら学ぶ態度の育成</p> <p>イ 体と健康に関する授業の実践</p> <p>ウ 性に関する授業の実践</p> <p>エ 薬物、たばこ、飲酒に関する授業の実践</p> |
| 進んで働く生徒           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然を愛し、汗を流して働く生徒</li> </ul>                        | <p>(11) 奉仕する心と進んで働く生徒の育成</p>                         | <p>① 作業を取り入れた学習の実践</p>                 | <p>○ 体験的な学習を通しての勤労意欲の高揚</p> <p>ア 除草活動と花壇の整備</p> <p>イ 清掃活動</p>                                                                                                         |

## ○ 学校の形態及び職員体制について

### 1 学校の形態

#### (1) 学校の形態は、分教室。

学校教育実施に関しての基本的な考え方の中で、「教員免許状を所有しているきぬ川学院指導職員の協力が得られること、また、学院職員が学校教育に多く携わることにより、生徒の実態に応じた指導がより可能になるとの理由で分校ではなく分教室方式にする。」としている。

#### (2) 原則 1・2 年生複式学級、3 年生単学級の 2 学級編成である。

学院に入所してくる生徒は、怠学、不登校といった学校拒否が顕著であり、通常の授業では対応できないため、少人数の学級編成（定員 12 名）を行っている。令和 5 年度は、3 年生が 5 名、2 年生が 2 名在籍でスタートした。

### 2 教員数について

4 月スタート時点で、1・2 年生クラス 1 学級、3 年生クラスが 1 学級の編成となる。本校の学級数との関係から教員定数が決定する。今年度は教員定数 3 名。

#### (1) 中学校教員 7 名

（教諭 5 名（再任用教諭含む）、非常勤講師＜スマイルプロジェクト＞ 1 名、免外解消非常勤講師 1 名）

#### (2) 学院兼務職員 2 名

（さくら市公立学校教員として県教委より兼務辞令を受けた学科担当職員 2 名）

#### (3) 学院雇用非常勤講師 1 名

(4) 担当教科は、中学校教員が国語、社会、数学、理科、英語、保体、美術を、兼務職員及び学院職員が音楽、技術・家庭を主として担当している。

(5) 個に応じた指導、安全面を考慮し、学院職員の協力によってチーム・ティーチングで授業を展開している。

### 3 教科指導

#### (1) 学習指導の基本的方針

- 一人一人の成長は、学院の個別支援の中で行われるので、分教室で指導すべきことは、主に学習の場面に限られる。
- 教室内で起きた問題は、分教室で解決しているが、学院の生活の中心は寮であるため、学院（寮舎・教務課）と分教室が連携して指導・支援にあっている。
- 各教科とも、能力差や安全面・生徒指導面を考慮して、分教室教員と学

院職員がＴＴで対応している。

- 音楽は、学院で雇用している職員が担当し、分教室教員と学院職員がＴ２で授業に入っている。
- 保体は、安全面・生徒指導面を考慮して、分教室教員・学院職員（教務課職員・寮担当者）が複数で対応している。

#### 4 教科以外における学習指導について

うの花分教室で学習指導を充実させるため、５教科以外の学習の指導・支援においてあるものとして次のようなものが挙げられる。

##### ① 朝の読書指導

県が行っている学校教育における読書活動推進を受けて、朝の１５分間の自習時間に読書の時間を設けている。生徒に読書の習慣を形成させるとともに生徒の豊かな心を育てることなどを目的としている。

##### ② 総合的な学習の時間に珠算を履修

総合的な学習の時間に珠算を取り入れて、日常生活に必要な計算力の向上を図っている。繰り返し練習することで集中力も高まってきている。年３回の珠算検定を受検することにより、目標とし学習意欲を高め将来に役立てる力を培うなど教育的効果もある。

##### ③ 受験対策学習

高校受験を予定している生徒に対して、放課後の時間を使って、１時間程度、受験指導を行っている。受験者全員ではなく、意欲が十分にあり寮が必要と認めた生徒に限られる。

##### ④ 通知票での工夫

学習への取り組みを単に数字で評価するだけでなく、生徒にやる気や意欲を持たせるために全の教科において、教科担任が通知票にアドバイスや激励のコメントを付け加えている。

##### ⑤ 学習個人カードの作成

生徒の学習への取り組みの様子やテスト結果から見た学習状況及び習熟度を生徒毎の学習個人カードを作成して報告する。寮長と連携し協力することによって、生徒への教育効果をより向上させるために３回長期休業前に作成している。

## ○ その他

### 1 卒業の取り扱いについて

生徒が児童自立支援施設内の中学校（さくら市立氏家中学校）を卒業する

ことが、将来、本人にとって不利益になることも想定されるため、卒業証書は原則として入所前に在籍していた中学校（指定校）からの授与としている。

- ① 学籍異動日については、指定校と協議して決定している。例年、卒業認定会議に間に合うよう1月に学籍異動を行っている。ただし、本人は引き続き、学院で生活していくことになるので、書類上の異動のみである。
- ② 卒業証書授与式の日時については、指定校と学院とで協議して決定し、学院にて、直接、生徒に授与する形をとっている。

## 2 進路（高校進学を希望する生徒の扱い）について

毎年、数名が高校へ進学しているが、その全員が地元の高校に進学している。例年、出願前には 指定校へ学籍を異動し、指定校から出願している。

○願書～学院、保護者、指定校、児相が連携・連絡を図りながら作成。

○調査書～うの花分教室と指定校が連携を図りながら、指定校で作成。

調査書を記入する際の参考資料として、必要事項（各教科の評定、特別活動の記録、行動の記録など）を指定校に掲示。ただし、調査書の内容の最終的な判断は指定校に委ねている。

## IV. 調査課

調査課は、児童の入退所、調査及び家庭環境の調整に関することや、児童の自立支援に関する調査及び研究、統計報告、図書の編纂、資料の収集などの業務を行っている。

### 1. 児童の入所・退所

#### (1) 児童の入所

児童相談所から入所の相談があった場合は、調査課を中心に各課長等関係者による「入所調整会議」において、児童福祉法、こども家庭庁設置法等の関係法令等により、入所の適否を判断している。その際、国立施設としての役割である「特に専門的な指導を要する児童」の支援という点を十分考慮した上で、当該児童の特性、生育歴や家庭等の状況、寮舎等の状況を精査し、総合的かつ組織的に判断している。

また、児童相談所からの入所打診の際に、本院から児童相談所へ子どもに関する情報を記入する児童調査票を送付し、記入・返送してもらい、よりスムーズで的確な情報のやりとりができるよう心がけている。

なお、当院は強制的措置を執りうる機能を有する児童福祉施設であり、児童の行動の自由を制限できる設備（施錠できる個室）を有する。強制的措置は、自傷他害のおそれがあるなど開放的支援では対応が困難な児童に対して、家庭裁判所の決定を受け、組織的判断に基づき必要最小限の範囲で執り行うものである。

#### (2) 児童の退所

児童相談所が策定した援助指針に則り、自立支援計画票を策定し、毎月当院で開催されるケース検討会議で入所後1ヶ月、4ヶ月、8ヶ月、1年（以降も4ヶ月毎）の時点でアセスメントを行い、支援内容や目標の見直し等を行いながら退所の調整あるいは措置変更等の必要性について協議を行っている。

退所にあたっては児童相談所と連携し、家庭復帰が可能な児童については家庭、原籍中学校、地域関係機関等と十分な調整を行い円滑な復帰を目指している。また、家庭復帰が望めない児童についても受け入れ先となる自立援助ホームや障害のグループホームなど関係機関等と綿密な協議を重ねた上で調整を行っている。

## 2. 各課・関係機関等との連携

### (1) 他課との連携

児童への支援について、他課・分教室と連携して適宜協議を行っている。

- ① 観察寮入寮協議（観察寮を使用する場合や入寮中の支援内容等を協議する）。
- ② 支援票会議（定期的に行う自立支援計画票の目標設定や見直し等の協議を行う）。
- ② ケース検討会議（退所申請や支援困難になっているケースについて協議する）。
- ④ 入所調整会議（入所の可否を決定する会議）。
- ⑤ 新入生説明会（新入生が観察寮から普通寮に転寮する際に、職員、教員等に対して新入生の状況を説明する）。

その他、調査課職員が授業や部活動へ参加することで、児童の様子を知ることができ、関係機関への連絡等の際に児童の様子等を伝えることに役立っている。

### (2) 関係機関との連携

#### ① 児童相談所

当院の入所児童は、児童福祉法第27条第1項第3号もしくは第27の2の規定により児童相談所から措置された児童である。したがって、基本的に措置権者である児童相談所を通じて家庭や原籍中学校、家庭裁判所、在籍していたもしくは退所先となりうる児童福祉施設等との連絡・調整等を行っている。

児童の支援については入所時から退所時、退所後と連携を図っている。特に入所中は自立支援計画票に基づいて、相互間で自立に向けての支援内容の確認や調整を行っている。また、当院主催の行事や研修会等への参加の働きかけ、児童福祉司や児童心理司等との面会、協議等により相互理解に努めている。なお、日本国内において新型コロナウイルスへの感染が確認された令和2年以降、リモート機器の活用による協議や面会が可能となった。

#### ② 家庭裁判所等

家庭裁判所は、少年調査記録の受領や送付、抗告の手続き、援助依頼書や照会書への回答、強制的措置の再申請での調査や審判等において、当院との接点が多い。

なお、東京家庭裁判所主催の「児童福祉機関と東京家庭裁判所との連絡協議会」及び宇都宮家庭裁判所主催の「少年関係機関との連絡協議会」へ出席して意見交換を行った。

また、裁判所職員総合研修所研修生（家庭裁判所調査官補）の見学及び質疑応答に応じて強制的措置に関する理解を深めて頂いた。

### ③ 学校

当院における施設内学校は、平成13年度より「さくら市立氏家中学校うの花分教室」が開設されている。

同分教室は各子どもの原籍校と連携して学籍異動や就学の事務手続、進学希望者（過年度受験希望者を含む）に対する進路指導に必要な情報の提供や依頼等を行っている。

なお、年間数件ではあるが小学生年齢の児童の打診があるため、今後は小学校教育導入に向けての検討を視野に入れる必要がある。

### ④ 少年院等

こども家庭庁支援局家庭福祉課（以下、「家庭福祉課」という。）を通じて、少年院等との交流研修を計画的に企画・実施している。

少年院や少年鑑別所と児童自立支援施設において相互の処遇方法や処遇内容について、現場実習を通し実体感する貴重な機会であり、意見交換会も行っている。

### ⑤ その他の関係機関

児童が以前入所していた児童自立支援施設や児童養護施設等、退所先としての自立援助ホーム等の他、退所する地域の警察署、市町村（福祉事務所）、通院先病院、ハローワーク、職場等と必要に応じて連絡を取り合い、情報を共有するなど連携を深めている。

なお、令和3年度より東京都社会福祉協議会児童部会が主催している「児童自立支援施設と児童養護施設・自立援助ホームとの意見交換会」に参加しており、その中で当院の概要を説明するとともに、児童自立支援施設入所中の児童で退所後の家庭復帰が難しいケースについて、児童養護施設への措置変更の可能性を促した。

## 3. 家庭支援

特に家族との関係を改善する必要がある児童については、自立支援計画票を活用し、家族の意向も踏まえた親子関係再構築支援を行っている。必要に応じて家族調整室の利用、面会などを調整を行っている。

## 4. 行動上の問題や無断外出等の対応

強制的措置を執行した場合、調査課がマネジメントを行い、必要に応じて第

三者委員や家庭福祉課との情報共有を図っている。また、全ての児童に対して年間2回「児童アンケート」を実施し第三者委員にも対応頂いている。その他2月に1回「生活アンケート」を行い児童の心情のモニタリングを行っている。

また、無断外出については、令和5年度は2件（延べ3人）発生した。なお、2件とも即日保護され帰院しており、外出中の非行事実はなかった。

## 5. アフターケア

退所した児童に対するアフターケアについては、児童や保護者等との電話や手紙、メールでのやりとり、また、当院職員が退所先や学校、児童相談所、職場等に出向き、支援や調整を行うこともある。

## 6. 予後調査に関すること

児童相談所の協力により定期的な予後調査（退所後3ヶ月、6ヶ月、1年、2年）を実施し、退所後の児童や家庭の様子等の把握に努めている。

## 7. 児童の権利擁護

児童の権利を擁護するために最も大切なことは、日頃の児童との関係性を大切にするという認識のもと、悩み等があった時に児童が話しやすい関係を職員自身が作っておくこと、コミュニケーションを通して児童の些細な変化等を感じ取ることが大切だと考えている。一方、直接職員へ伝えることが難しい場合も想定されることから、以下のような仕組みを整えている。

### 【苦情解決の仕組み】

#### ① 入所時に、子どもの権利ノート「学院生活のしおり」を配布

入所時に学院生活の説明、苦情処理のしくみ等について説明している。

#### ② 意見箱を設置（院内5か所）

児童が自身の考えや意見、悩み、苦情等を表明しやすくするために、学習棟1か所、交替寮2か所、治療棟1か所、給食棟1か所に意見箱を設置している。

令和5年度に意見箱に投函された意見は5通で、意見の内訳は、生活関係、部活動関係、食事関係、クラス・進路関係であった。意見への対応は、管理職面接で回答している。

#### ③ 「生活アンケート」（2カ月に1回）

児童の生活状況（特に性的問題やいじめ等）を把握するために、2か月に1

回実施している。回答の内容により必要に応じて、調査課長、教務課長による面接を実施している。

④ 第三者委員立ち会いによる「学院生活についての児童アンケート」（年２回）

児童に学院生活で困っている・悩んでいること、また、楽しいこと等を詳細に聞くアンケート。実施後すぐに第三者委員に確認してもらい、気になる案件については第三者委員の助言をもとに対応している。

⑤ 「子どもの権利擁護委員会」（年２回）

第三者委員に対して意見箱・アンケート結果・児童面接、強制的措置の使用状況等を詳細に報告している。

令和５年度においては、令和５年１０月、令和６年３月の計２回、各委員が学院に参集し開催した。

## ８．委員会等

### 子どもの権利擁護委員会

学院に入所している児童の権利擁護を推進するとともに、児童からの苦情解決に向けた助言などを行い、施設での安心した生活を営めるよう児童の自立支援を図ることを目的として設置している（年２回※上記７．⑤参照）。

意見箱、アンケートの対応・児童面接や強制的措置の使用状況等の報告を行い、第三者委員より助言・支援をいただいている。

第１回 令和５年１０月２７日（金）

第２回 令和６年３月２１日（木）

委員 木島 治代（元児童福祉施設職員）

小林 和弘（元中学校長）

谷口 洋子（元主任児童委員）

横山 幸子（弁護士）

議題：○国立きぬ川学院の現況について

○令和５年度（上半期・下半期）国立きぬ川学院の主な取組について

○観察寮使用状況について

○苦情解決状況結果報告について

○児童アンケート結果報告について

## 9. 視察、見学等

令和5年度の視察、見学等の人数は、受け入れを35名を限度とし、28団体（約490名）を受け入れた。なお、来院した団体としては、民生委員・児童委員、更生保護女性会、矯正関係、警察関係、児童福祉関係、大学生等であった。

## 10. 研修生、養成所生等の受け入れ状況

令和5年度の研修生、養成所生、大学実習生の受け入れ状況は以下のとおり。

### 【国立武蔵野学院附属人材育成センター研修】計33名参加

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 新任職員研修短期実習コース④   | 6月13日～16日（6名）  |
| 新任職員研修短期実習コース⑤   | 6月27日～30日（6名）  |
| 新任職員研修短期実習コース⑤—2 | 11月14日～17日（4名） |
| 中堅職員研修短期実習コース    | 10月17日～20日（6名） |
| 中堅職員研修＜コースⅢ＞     | 9月19日～22日（11名） |

※一部講義のみオンラインおよびオンデマンド配信で実施

### 【養成所生】計8名（途中で1名退所し、7名に減）

|        |               |
|--------|---------------|
| 夏期前半4名 | 7月3日～7月11日    |
| 夏期後半4名 | 7月13日～7月21日   |
| 秋期前半3名 | 10月11日～10月16日 |
| 秋期後半4名 | 10月25日～10月30日 |

### 【大学実習生】

東京家政大学（社会福祉士実習1名）

十文字女子大学（保育士実習1名）

## 11. 研修

### （1）性的虐待等相談支援事業

社会的養護関係施設においては、被虐待経験のある児童が増加する中で、より専門性を必要とする性的虐待を受けた児童に対する適切なケアを提供することに苦慮している。性的虐待等相談支援事業（以下「当該事業」という。）は、こうした課題等を抱える同種施設や関係機関等に対し、学院が保有する性的虐待や性被害を受けた支援方法等を提供し、支援の質や専門性の向上を図

ることを目的としており、平成28年度から実施している。

当該事業の実施方法には、①調査研究、②専門研修、③相談支援、④情報収集・情報発信の4つのツールがあるが、令和5年度においては、「子どもの心を理解するために～彼らは被害体験をどうのりこえたか」をテーマに、青島多津子医師（溝口病院、学院非常勤医師）による講演をWeb配信により実施した。

## （２）職員の研修参加状況

| 令和5年度 職員研修 派遣一覧表（実績） |                     |                                   |                         |
|----------------------|---------------------|-----------------------------------|-------------------------|
| 区分                   | 主催                  | 名称                                | 開催場所等                   |
| 児童自立支援施設職員研修         | 全児協                 | 施設長会議                             | 仙溪学園                    |
|                      |                     | 児童自立支援施設職員研修会                     | 若駒学園                    |
|                      | 関児協                 | 自立支援専門員研究会                        | きぬ川学院                   |
|                      |                     | 生活支援員研究会                          | 生実学校                    |
|                      |                     | 合同研究会                             | 横浜家庭学園                  |
|                      |                     | 心理職研究会                            | 武蔵野学院                   |
|                      |                     | 教育活動等研究委員会（年長児部会）                 | おおいそ学園                  |
|                      |                     | 施設内学校と施設との連絡会議                    | おおいそ学園                  |
|                      | 武蔵野学院<br>附属人材育成センター | ｽｰﾊﾟｰﾊﾞｲｻﾞｰ研修                     | 武蔵野学院                   |
|                      |                     | 中堅職員研修Ⅰ（子どもの育ちのアセスメントとチーム養育）      |                         |
|                      |                     | 中堅職員研修Ⅲ（性被害の理解と支援）                |                         |
|                      |                     | 新任職員研修                            |                         |
|                      |                     | 連続事例検討セミナー（参集+オンライン）「ケースカンファのあり方」 |                         |
| 関連研修                 | 司法面接研究会             | 司法面接基礎研修                          | オンライン                   |
|                      | 全社協                 | ファミリーソーシャルワーク研修                   | －                       |
| こども家庭庁<br>法務省        | 少年院等交流研修            | 少年院                               | 青葉女子学園、東日本少年矯正医療・教育センター |
| 施設間連携                | 国リハ他                | 多職種連携短期特別研修                       | 適時オンライン                 |

## V. 医務課

医務課の業務は、大きく分けて2種類ある。

1つは児童の激しい行動化や医療的支援が必要な際の観察寮（強制的措置室・個別支援室）についての管理・運営であり、もう1つは児童の心身の健康にまつわる事柄の管理・監督である。

### 1. 観察寮業務の概況 .....

#### （1）強制的措置室の運営

学院に入所する児童の多くは家庭裁判所において強制的措置許可決定を受けているが、時として受けていない児童もいる。年によって割合はさまざまであるが、令和5年度においては、在籍していた児童18名のうち15名は入所時点で強制的措置許可決定を受けており、受けていない3名のうち1名は入所期間中に強制的措置許可決定を受けていた。

強制的措置とは、自傷他害のおそれが高いと考えられる場面において、他にとれる手段のない時に用いるものであり、ある種の興奮状態にある児童を、刺激が少なく自由度を制限された場所（強制的措置室）にて生活することで、本人および周囲の安全を確保しながら振り返りを行い、本人の経験・学びに資することを目指す対応方法である。

令和5年度の強制的措置室の使用状況及び近年と対比しての件数・内訳は以下の通りである。

表3－1 強制的措置室の使用件数およびのべ日数

|      | H30 | R 元 | R2  | R3  | R4  | R5  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 実施件数 | 34  | 50  | 32  | 36  | 35  | 14  |
| 実児童数 | 9   | 7   | 7   | 7   | 12  | 6   |
| 延べ日数 | 285 | 322 | 203 | 201 | 331 | 104 |

表3－2 強制的措置室の理由別使用件数 年度間比較

| 入室理由別          | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----------------|-----|-----|----|----|----|----|
| 無断外出（未遂含む）     | 2   | 4   | 2  | 0  | 5  | 3  |
| 暴言・暴力（職員への反抗）  | 6   | 11  | 11 | 25 | 14 | 1  |
| 精神不安定（日課拒否）    | 12  | 7   | 2  | 5  | 6  | 7  |
| 他児とのトラブル       | 0   | 0   | 0  | 0  | 1  | 0  |
| その他の問題行動       | 3   | 1   | 7  | 0  | 2  | 0  |
| クールダウン（夜間使用含む） | 10  | 27  | 7  | 4  | 2  | 2  |

|          |    |    |    |    |    |    |
|----------|----|----|----|----|----|----|
| その他（疾病等） | 1  | 0  | 3  | 2  | 2  | 1  |
| 計        | 34 | 50 | 32 | 36 | 32 | 14 |

令和５年度は例年と比べて、件数がおおよそ半減していた。１名が５回使用した以外は１～２回のみ使用する児童が数人いたというパターンは、例年に多い、「特定の子どもが１０数回、繰り返し使用する」というパターンではなかったことを示している。特に混乱から暴言・暴力となり強制的措置といった形に至る例が少なかったことが特徴的であった。

## （２） 個別支援室の運営

強制的措置を用いない形式で、寮集団から離れた場所での生活が望ましいと考えられた場合に使用されるのが個別支援室である。使用用途例としては、感染症の流行時、感染症拡大リスク低減のため寮集団内での隔離対応や、入院前後の医療的フォロー、あるいは性的問題発生時の児童間の距離の確保、そして刺激が少ない部屋という利点を活かして静かな環境での夜間就床に用いるなど、多岐にわたる。

令和５年度の使用状況は以下の通りである。

表３－３ 個別支援室の使用件数およびのべ日数

|      | H30 | R 元 | R2  | R3 | R4  | R5  |
|------|-----|-----|-----|----|-----|-----|
| 実施件数 | 29  | 14  | 16  | 26 | 27  | 72  |
| 実児童数 | 10  | 4   | 5   | 4  | 8   | 5   |
| 延べ日数 | 202 | 128 | 120 | 65 | 182 | 212 |

表３－４ 個別支援室の理由別使用件数 年度間比較

| 入室理由別          | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----------------|-----|-----|----|----|----|----|
| 無断外出（未遂含む）     | 0   | 0   | 0  | 0  | 1  | 0  |
| 暴言・暴力（職員への反抗）  | 1   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 精神不安定（日課拒否）    | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 他児とのトラブル       | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  |
| その他の問題行動       | 0   | 0   | 0  | 2  | 7  | 0  |
| クールダウン（夜間使用含む） | 19  | 12  | 8  | 23 | 14 | 68 |
| その他（疾病等）       | 9   | 2   | 8  | 1  | 5  | 4  |
| 計              | 29  | 14  | 16 | 26 | 27 | 72 |

例年と比べ、使用件数がおおよそ倍増しており、使用理由として、特にクールダウンとして夜間使用（１泊２日）の件数がとりたてて多かった。これは、前述の強制的措置室使用の件数が減少していた点と関連しており、混乱やパニックによる激しい行動化に至る前に、刺激の少ない個別支援室を用いての就床な

どの方策をとり、気持ちや感覚を休ませることで、結果として混乱やパニック、ひいては強制的措置を使用せざるを得ない状況にまでならず回復に至ったことが多かった、ということを示している。日常的に自身が不調になりえるパターンについて寮担当職員と検討し、自身の状態について意識し、危うくなったら対処行動をとるという“望ましい行動”の練習を積み重ねている成果だと思われる。

### （３）「強制的措置に関するガイドライン」に沿った強制的措置室の運営

平成２８年に８月に施行され、令和５年４月に一部改訂された「強制的措置に関するガイドライン」（武蔵野・きぬ川）に基づいて観察寮の運営を行っている。子どもの権利擁護を保証し、かつ児童の最善の利益を守るために強制的措置を使用するという大前提に立っての適切な運営を心掛け、本院全体に対しても共通理解を図った。強制的措置使用日数が必要以上に長期化せずに最小限になるよう、カンファレンスを定期的に行い、児童の様子、関わりの意図や目的、タイミングなどの共有をはかり、ケアプランとしてまとめるための検討を行った。強制的措置の期間が、児童にとって「罰」と受け取りえることを理解しつつ、あくまでも児童の利益につながるよう行っているという意識を堅持し、最大限の配慮と努力を行うよう常に心掛け、支援を行っている。

## ２．医療の概況 .....

### （１）精神医学的診断

令和５年度に在籍した１８名の児童の、素行症・素行障害以外の入所時および入所後診断された精神医学的診断内訳については表３－５の通りである。

表３－５ 入所時・入所後の精神医学的診断

|                            | 令和５年度件数 | 割合（％） |
|----------------------------|---------|-------|
| AD/HD                      | 12      | 66.7  |
| ASD、自閉症スペクトラム障害（疑い含む）      | 11      | 61.1  |
| PTSD（複雑性 PTSD 含む）          | 9       | 50.0  |
| 愛着障害（反応性愛着障害、脱抑制型対人交流障害含む） | 9       | 50.0  |
| 反抗挑戦性障害、反抗挑発症              | 7       | 38.9  |
| 睡眠障害（睡眠時驚愕症、不眠障害含む）        | 5       | 22.2  |
| 物質乱用                       | 3       | 16.7  |
| うつ、うつ状態、そううつ               | 3       | 16.7  |
| 解離性障害                      | 2       | 11.1  |

|                                                 |     |      |
|-------------------------------------------------|-----|------|
| 境界知能・軽度知的障害                                     | 2   | 11.1 |
| 発達性トラウマ障害                                       | 2   | 11.1 |
| その他                                             |     |      |
| 適応障害、てんかん、気分変調症、起立性障害、統合失調症、学習障害、情緒障害、間欠爆発症、作為症 | 各 1 | 5.6  |

今後統計として積み重ねていく中で比較検討を行っていく必要があるが、まず発達障害である ASD や AD/HD の割合は高い。また生活状況を鑑みると症状として解離症状やうつなどを示す児童は多いという実感がある。それに比して、診断に至る割合は低いことが考えられる。

## （２）院内診察および面接、院外受診の状況

本院には３名の非常勤医師が勤務しており、それぞれ月２回ずつ来院し院内で診察および面接を行っている。一方で、急な体調不良や捻挫・骨折の可能性がある場合などの整形外科への受診、および婦人科領域の診察については近隣の医院への通院を行っている。

それぞれの件数については、表３－６、表３－７に示した。

表３－６ 院内診察・面接件数（延べ人数）

|        | 4<br>月 | 5<br>月 | 6<br>月 | 7<br>月 | 8<br>月 | 9<br>月 | 10<br>月 | 11<br>月 | 12<br>月 | 1<br>月 | 2<br>月 | 3<br>月 | 計(件) |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|------|
| 平成３０年度 | 28     | 30     | 25     | 23     | 12     | 10     | 23      | 14      | 18      | 12     | 21     | 13     | 138  |
| 令和 元年度 | 13     | 13     | 20     | 20     | 20     | 20     | 7       | 16      | 19      | 13     | 12     | 16     | 189  |
| 令和 ２年度 | 14     | 10     | 16     | 15     | 18     | 19     | 16      | 18      | 18      | 15     | 24     | 25     | 159  |
| 令和 ３年度 | 24     | 21     | 22     | 16     | 19     | 18     | 13      | 18      | 20      | 18     | 25     | 21     | 235  |
| 令和 ４年度 | 20     | 22     | 22     | 22     | 18     | 21     | 21      | 30      | 20      | 29     | 29     | 28     | 227  |
| 令和 ５年度 | 17     | 20     | 19     | 21     | 21     | 16     | 15      | 16      | 18      | 18     | 18     | 14     | 209  |

表３－７ 院外受診（延べ人数）

|        | 4<br>月 | 5<br>月 | 6<br>月 | 7<br>月 | 8<br>月 | 9<br>月 | 10<br>月 | 11<br>月 | 12<br>月 | 1<br>月 | 2<br>月 | 3<br>月 | 計(件) |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|------|
| 平成３０年度 | 10     | 11     | 18     | 9      | 5      | 7      | 18      | 9       | 7       | 5      | 9      | 6      | 94   |
| 令和 元年度 | 6      | 15     | 10     | 10     | 7      | 10     | 11      | 10      | 10      | 11     | 10     | 7      | 117  |
| 令和 ２年度 | 2      | 5      | 6      | 8      | 14     | 11     | 7       | 11      | 14      | 4      | 6      | 18     | 106  |
| 令和 ３年度 | 6      | 5      | 8      | 6      | 9      | 8      | 23      | 16      | 7       | 4      | 10     | 2      | 105  |

|         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |   |   |    |    |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|----|----|---|---|----|----|
| 令和 4 年度 | 3 | 3 | 8 | 5 | 4 | 3 | 8 | 11 | 29 | 7 | 6 | 11 | 81 |
| 令和 5 年度 | 7 | 5 | 6 | 5 | 3 | 6 | 4 | 5  | 7  | 4 | 2 | 4  | 58 |

令和5年度は院内診察・面接については1年通じて安定して行っている。過去診察人数が多かった時期には、必要性和診察可能数の調整を図り主治医の来院ごと、すなわち月に2度診察を受ける児童と、服薬調整のみを行うなどの調整が必要であったが、令和5年度は、毎回診察・面接を受けることが出来ていた。外来受診の件数については例年に比べ少な目であった。昨年度までのコロナでの受診等が減ったことによるものと思われる。

### (3) 感染症対策

第5類に移行した新型コロナウイルスへの対策整備をはじめ、インフルエンザやその他感染症に対し、随時生じる感染症の罹患や流行、施設内での感染拡大を防ぐよう働きかけた。なお、新型コロナウイルス対策として、非常勤医師が来院できない場合や児童と直接対面診察が出来ない場合に備え、タブレット等を利用したオンライン診療体制を整備・実施している。

## 3. 心理業務の概況 .....

### (1) 目的

主として入所している児童の心身の健康に寄与すべく心理学的知見に基づき専門的、総合的支援を行うべく、心理士が配置されている。令和5年度は令和4年度と比べ1名減員となり、調査課、教務課に併任がかかっている2名（主として調査課に配置1名、医務課に配置1名）という体制で心理士業務に従事した。

### (2) 心理士活動内容

おおよその活動内容について以下の表3-8にまとめた。

表3-8 心理士活動内容

|                    |                                                         |
|--------------------|---------------------------------------------------------|
| アセスメント             | ・新入生 ・在院生                                               |
| 心理療法・カウンセリング       | ・個別心理面接 ・グループワーク                                        |
| 生活場面参加             | ・授業補助 ・行事参加 ・寮交替職員 ・観察寮スタッフ ・心理教育                       |
| 多職種連携<br>コンサルテーション | ・連携、意見交換 ・記録 ・研修企画<br>・医師との連絡調整 ・医師の診察結果共有<br>・外部機関との連携 |
| ケースカンファレンス         | ・新入生、在院生のケースカンファレンス<br>・医療職カンファレンス ・自立支援計画票の            |

|  |                         |
|--|-------------------------|
|  | 策定等<br>・ 観察寮ケアプラン会議への出席 |
|--|-------------------------|

心理士だからこその専門的関わりに加え、施設の一職員として、はたまた良識ある大人の一人として総合的な支援を行えるよう、ある時は直接的に、またある時は間接的に支援に参加している。年々活動の幅が増えているところであり、今後も広がっていくものと思われる。

### (3) 心理士活動件数、実施状況

令和5年度の活動件数は以下の表3-9に示した通りである。

表3-9 令和5年度 心理士活動件数

|         | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計   |
|---------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 心理検査    | 2  | 0  | 2  | 2  | 1  | 0  | 3   | 1   | 1   | 1  | 0  | 2  | 15  |
| 心理面接    | 16 | 18 | 20 | 23 | 20 | 14 | 8   | 12  | 10  | 13 | 14 | 12 | 180 |
| グループワーク | 2  | 5  | 3  | 2  | 0  | 1  | 1   | 2   | 4   | 4  | 2  | 3  | 29  |

新入生へのアセスメントが多くを占める「心理検査」については、当然新入生が入所する時期によってばらつきがあるが、「心理面接」、「グループワーク」については1年を通じて安定して行われている。

表3-10 心理士活動件数 年度間比較

|         | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 |
|---------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 心理検査    | 20   | 9   | 13  | 12  | 13  | 15  |
| 心理面接    | 190  | 230 | 199 | 131 | 146 | 180 |
| グループワーク | 38   | 44  | 43  | 34  | 23  | 29  |

昨年度までと比べ、心理士として活動する実働人数が減ったにも関わらず、対応件数はそれぞれ増えている。すなわち、心理士の活動の幅、内容が広がり定着してきていると言える。よりきめ細やかに対応し、活動を深めていっている心理士の日ごろの頑張りがうかがえる。

### (4) メンタルニーズの把握とケア

#### 1) 新入生に対して

入所後約1週間をアセスメントのための期間と位置づけ、非常勤医師、及び心理士、看護師、観察寮職員、普通寮担当職員による観察・面接・診察・心理テスト等を行い、児童の特性の把握に努めている。なお、先述のとおり、非常勤医

師は3名、それぞれ月2回計6回来院しており、新入生が入所してから最も早い診察日に初診を実施している。また、心理療法士は2名のうち1名を主担当とし、もう1名も新入生アセスメントに関わり、チームで児童の理解をより深めるよう努めている。その上で、児童の心理的所見、行動特性、医学的所見などを生育歴、家族歴、非行歴などとともにまとめたA4、3ページほどのレポート（ケース概要と呼んでいる）を作成し、それに基づいて新入生説明会を入所後約1週間の時点で開催し、職員に周知するようにしている。また、作成したレポートはデータベース化して職員がいつでも参照することができるようにしている。

昨年度に引き続きトラウマ症状のアセスメントと心理教育を強化し、虐待や性暴力被害による影響を入所時に職員が把握できるようにすることで、児童自らも症状のメカニズムを理解できるよう支援している。また、症状のある児童にはアセスメントの時点でリラクゼーション法を教えている。

距離感やプライベートゾーン、タッチ、バウンダリーに関する心理教育も引き続き個別実施し、早期から身体の大切さや、安心できる距離感について扱うようにしている。

## 2) その後のメンタルニーズの把握

学院ではLANを活用したデータベース型の寮児童記録を使用することにより、リアルタイムで児童の動静が把握できるシステムが構築されている。これを心理士が常に確認することにより、日々の児童の心理状態を把握するよう努めている。また、非常勤医師には、記録からメンタルニーズに関わる部分を印刷し、寮担当職員が記入した問診票とあわせて事前の医療職カンファレンスで心理士より説明をした上で診察を行っている。

朝の職員の情報交換の場である「朝会」に心理士が参加し、日常的に児童の心理状態を把握するようにし、寮担当職員との情報交換については綿密におこなうよう努めている。寮担当職員から直接口頭で、あるいはメール等によって面接等の要望が寄せられることも多い。授業、行事等にもできるだけ心理士が参加し、日常場面での状態の把握に努めている。

入所後1ヶ月、4ヶ月、8ヶ月、1年、1年4ヶ月の自立支援票作成時には、心理士が児童と面接し、評価と目標設定、アセスメントを児童と共に実施している。その際には心理士自身がメンタルニーズを確認し、希望があった場合や必要と判断した場合には自立支援票会議の議題に挙げている。

生活を通して、寮担当が児童のメンタルニーズを捉えた時や、児童から希望が出た際には、協議の場を設け、必要に応じて心理面接を導入している。

## 3) 心理士の各課への配置等

医務課に所属する2名の心理士ではあるが、調査課、教務課それぞれに併任

されていることから調査課、医務課にそれぞれ席を置く体制をとったうえで、それぞれの心理士が、各課の業務を担いつつ連絡をとりあうことで多層的に機能することを企図している。もちろん、心理士として児童へカウンセリングを行う時間は各課の業務に圧迫されることのないよう配慮している。これは、児童自立支援施設の、治療モデルではなくあくまで生活モデルをとる施設としてのあり方に沿ったものであり、医療・心理スタッフが治療者として、いわば生活を離れた第三者として独立して存在するのではなく、あくまで日常の生活を支える一員としてあることを示すものである。また、寮での日々の活動の記録上に、心理士の面接の記録の概要を載せている。これは、近年の施設における心理カウンセリングについての集団守秘義務の考え方に沿ったものである。このことによって、心理士と寮やその他の職員との意思の疎通がより緊密になったと思われる。

令和4年度と比べ、実働する心理士が1名減となった令和5年度であったが、残る2名の心理士が効率的かつ精力的に活動・活躍しているため、心理面接件数も減るどころか増えており、きめ細やかな心理的支援を実施している。

#### 4) 医務課会議・医療職カンファレンスの充実

非常勤医師との連携に重点を置き、2週間に一度の診察に合わせて、寮担当者からの問診票の提出、診察日の医療職カンファレンスを実施している。

医療職カンファレンスは、非常勤医師の勤務日に看護師、心理士らが医師に対し施設および児童の状況、様子等を伝え、当日の診察・面接に必要な情報を整理・共有する形式で実施している。非常勤医師の勤務時間が限られるため、寮担当職員から提出された問診票をもとに前回の受診からの生活の様子や心理面接の内容、ソーシャルワークの状況などを事前に取りまとめ、出来るだけ簡潔に伝達できるように工夫している。また、支援困難な児童に関して医師の助言が必要な場合は、事前に協議して診察日までに医師に伝えるなど、当日のカンファレンスが円滑に進むよう工夫をしている。そのほか、寮担当を含めた支援困難ケースのミニカンファレンス、新入生に関する情報共有、心理検査などの結果報告、特別な配慮が必要な家族への投薬説明方法の検討など、医療的支援を受けている児童に関するカンファレンスを実施している。

また、非常勤医師が診察結果を寮に電話で説明する際に、内容を心理士が記録して管理職や寮、交替寮、授業担当者などに共有し、投薬の変更や子どもの状態を把握しやすいようにしている。

これらの工夫により、児童の様子を日常的に確認しにくい非常勤医師が状態を把握しやすくなり、寮担当職員も服薬の変更内容と変更による児童の変化の様子が確認しやすいよう配慮している。

#### 5) 自立支援票の作成およびケースカンファレンスの実施

入所後 1 ヶ月、4 ヶ月、8 ヶ月、12 ヶ月、1 年 4 ヶ月（以後も約 4 ヶ月おき）の時点で行われる自立支援票の作成に当たり、医師あるいは心理士が面接を行い、心理状態の把握を行う。また、児童に直接カウンセリングの希望の有無を確認する。その所見に基づいて支援票を作成し、支援票会議に出席して情報交換を行うとともに、児童の支援方法についての精神医学的・心理的観点からの意見を述べている。またその際、寮からの要望及びカンファレンスでの協議に基づいて、児童のカウンセリング等のケアの開始の必要性などについて検討する。

さらに、必要に応じて行われるケースカンファレンスにおいて、ニーズの把握を行っている。

#### （５）心理的ケアの方法・評価

以上のような方法でニーズを把握した上で、必要に応じてケアを行っている。

##### 1) カウンセリング

近年ほとんどの児童が精神科的な診断がついている。また、診断が付かない場合でも多くの児童が虐待的環境で育っており、結果的に反社会的な行動に至っていることを考えると、全ての児童は心理的ケアが必要とすることができる。そのため、入所時に一人ひとりに担当心理士を配置し、担当心理士を中心に複数の心理士が授業や寮の食事などに入り、寮担当や授業担当者と日々の様子を共有しながら見立てや対応について共に協議している。

ただし、学院では、その施設としての特性から鑑みて、心理的ケアの中心はあくまで寮長・寮母（正式名称は副寮長であるが、心理的ケアの観点からすると寮母と呼ぶほうがふさわしい）であると考えている。そのため、被虐待児であっても、そのことをもって即精神科医や心理士によるカウンセリングを行うのではなく、あくまで寮長・寮母との関係構築を優先している。寮長・寮母との密接な関係が構築される前にカウンセリングを開始すると、却って児童自立支援施設で最も重要な治療的役割を果たしていると考えられる児童と寮長・寮母との関係構築を損なう可能性があるからである。そのため、主治医となった精神科医の診察は入所後すぐ行い、服薬調整などをおこなっていくものの、精神科的疾患がある場合や、自殺念慮が見られるなど、特に緊急にカウンセリング等を要する場合を除いて、原則入所後約半年程度をおいてから、必要に応じカウンセリングを開始することとしている。

##### 2) カウンセリングの実施方法

実際にカウンセリングに当たるのは非常勤精神科医 3 名、心理士 2 名の 5 名である。特に心理士のカウンセリングが始まる際には、担当心理士が引き続き行うか、児童の特性や希望に応じて他の心理士に変更するかを適宜協議して決

定している。必要な場合は、一人の児童に対して医師と心理士の双方がカウンセリングを行う場合もある。カウンセリングの頻度は児童によって異なるが、週に1回あるいは隔週に1回であり、1回あたりのカウンセリングの時間は約1時間程度である。

### 3) 向精神薬の使用状況

令和5年度在籍児童18名のうち、診断については12名(66.7%)が注意欠如・多動症、11名(61.1%)が自閉スペクトラム症であり、軽度知的障害や反応性愛着障害、複雑性PTSD、など、精神科的診断(素行障害を除く)が付く児童は18名(100%)となっている。特に男子と比べ、注意欠如・多動性障害を見逃されて学院まで至るケースが未だに多い傾向が認められる。新入時のアセスメントの時点、あるいは入所後のニーズの把握の中で、精神科的診断が付くと認められ、かつ投薬が必要と考えられる場合は、入所前に保護者に主治医と施設長の判断で開始する旨の了解を取り、投薬を始めている。令和5年度精神科的服薬を行った児童は18名中18名(100%)であり、昨年89%、一昨年(91%)、一昨々年(100%)とおおよそ9割を超える状態が続いている。

### 4) メンタルケアの評価

カウンセリングについては、各担当者がその都度かなり詳しく、時間をかけて寮担当職員へのフィードバックを行っており、その際にカウンセリングの効果に対する評価を行っている。また、児童個人の生活記録の中に心理面接に関する報告を記入する欄を設け、連絡の徹底を図っており、寮担当職員以外の職員とも情報を共有できるようにしている。自立支援票会議、院内のケースカンファレンス、児童相談所職員を迎えてのケースカンファレンス等で、逐次カウンセリングの効果に対する評価を行っている。投薬の効果については診察の他、日常的に寮担当職員から報告を受けている。

(参考)

令和 5 年度在籍児童統計

# 令和5年度 国立きぬ川学院の現況

R6. 3. 31版

## 1. 入所について

(1) 出身都道府県(市)

| 区分     | 人員 |
|--------|----|
| 北海道・東北 | 2  |
| 関東     | 7  |
| 中部     | 7  |
| 近畿     | 1  |
| 中国     | 0  |
| 四国     | 0  |
| 九州・沖縄  | 1  |
| 計      | 18 |

(2) 入所時年齢

| 区分  | 人員 |
|-----|----|
| 12歳 | 3  |
| 13歳 | 4  |
| 14歳 | 6  |
| 15歳 | 2  |
| 16歳 | 2  |
| 17歳 | 1  |
| 計   | 18 |

(3) 入所時の就学状況

| 区分   | 人員 |
|------|----|
| 小6   | 0  |
| 中1   | 6  |
| 中2   | 6  |
| 中3   | 2  |
| 中卒   | 3  |
| 高校生  | 0  |
| 高校中退 | 1  |
| 計    | 18 |

(4) 入所非行(理由)

(\* 主なもの2つ)

| 区分     | 人員 |
|--------|----|
| 不純異性交遊 | 2  |
| 施設不適応  | 8  |
| 売春     | 2  |
| 傷害     | 1  |
| 放火・弄火  | 0  |
| 乱暴・暴力  | 9  |
| 万引き    | 1  |
| 家出     | 5  |
| 窃盗     | 1  |
| 薬物     | 1  |
| 深夜徘徊   | 1  |
| 家庭内暴力  | 1  |
| その他    | 3  |
| 計      | 35 |

※一件のみ: 1名

(5) 初発非行年齢

| 区分   | 人員 |
|------|----|
| 6歳未満 | 5  |
| 6歳   | 1  |
| 7歳   | 2  |
| 8歳   | 1  |
| 9歳   | 2  |
| 10歳  | 3  |
| 11歳  | 0  |
| 12歳  | 2  |
| 13歳  | 1  |
| 14歳  | 1  |
| 15歳  | 0  |
| 16歳  | 0  |
| 計    | 18 |

(6) 初発非行

| 区分     | 人員 |
|--------|----|
| 万引き    | 2  |
| 喫煙     | 2  |
| 乱暴・暴力  | 3  |
| 金品持ち出し | 1  |
| 窃盗     | 0  |
| 放火     | 0  |
| 売春     | 0  |
| 家出     | 5  |
| 性的逸脱   | 0  |
| 施設不適応  | 0  |
| 深夜徘徊   | 0  |
| 飲酒     | 2  |
| 虚言     | 1  |
| その他    | 2  |
| 計      | 18 |

その他の内訳: 怠学(2)

(7) 家裁の決定状況(入所時)

| 区分(少年法)     | 人員 |
|-------------|----|
| 24の1の2      | 0  |
| 18の1        | 0  |
| 18の2        | 8  |
| 24の1の2・18の2 | 7  |
| 18の1・18の2   | 0  |
| なし          | 3  |
| 計           | 18 |

24条第1項第2号...保護処分(児童自立支援施設送致)

18条第1項...児童相談所長送致

18条第2項...児童相談所長送致(強制的措置)

入所後に強制的措置を申請し許可された児童: 2名

※統計上は「なし」に含む

(8) 知能程度

| 区分      | 人員 |
|---------|----|
| 50以下    | 0  |
| 51~60   | 0  |
| 61~70   | 0  |
| 71~80   | 4  |
| 81~90   | 6  |
| 91~100  | 6  |
| 101~110 | 1  |
| 111~120 | 1  |
| 121以上   | 0  |
| 未認定     | 0  |
| 計       | 18 |

## (9) 施設経験の状況

| 区分                  | 人員 |
|---------------------|----|
| 児童自立支援施設のみ          | 3  |
| 児童養護施設のみ            | 6  |
| 児童養護施設・児童自立支援施設     | 0  |
| 乳児院・児童自立支援施設        | 0  |
| 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設 | 1  |
| 再入所                 | 0  |
| その他                 | 2  |
| なし                  | 6  |
| 計                   | 18 |

(その他内訳)

児童養護・児童心理治療施設・児童自立(1)

児童自立・児童心理治療施設(1)

## (10) 保護者の状況

| 区分   | 人員 |
|------|----|
| 実父母  | 4  |
| 実父   | 0  |
| 実母   | 4  |
| 養父実母 | 3  |
| 養父母  | 0  |
| 継父実母 | 4  |
| 実父継母 | 0  |
| その他  | 3  |
| 計    | 18 |

(その他の内訳)

未成年後見人(1)

実父養母(1)

祖父母(1)

## (11) 保護者の生活程度

|       |    |
|-------|----|
| 上     | 0  |
| 中     | 3  |
| 下     | 11 |
| 生活保護  | 1  |
| 扶養者なし | 1  |
| 未認定   | 2  |
| 計     | 18 |

## (12-1) 虐待の有無・種類

| 区分   | 人員 |
|------|----|
| 虐待あり | 18 |
| 虐待なし | 0  |
| 計    | 18 |

(複数回答)

| 区分   | 人員 |
|------|----|
| 身体的  | 14 |
| 性的   | 4  |
| 養育放棄 | 12 |
| 心理的  | 15 |
| (DV) | 9  |
| 計    | 54 |

## (12-2) 虐待を主にした人

|       | 身体的虐待 | 性的虐待 | 養育放棄 | 心理的虐待 | DV |
|-------|-------|------|------|-------|----|
| 実父母   | 2     | 0    | 2    | 3     | 2  |
| 実父    | 3     | 2    | 0    | 1     | 5  |
| 実母    | 4     | 1    | 7    | 6     | 0  |
| 実父継母  | 1     | 0    | 1    | 1     | 0  |
| 継父実母  | 2     | 0    | 1    | 2     | 1  |
| 継父    | 1     | 1    | 0    | 1     | 0  |
| 継母    | 0     | 0    | 0    | 0     | 0  |
| 里父    | 0     | 0    | 0    | 0     | 0  |
| 養父実母  | 1     | 0    | 0    | 1     | 0  |
| 内夫実母  | 0     | 0    | 0    | 0     | 0  |
| 元養父実母 | 0     | 0    | 0    | 0     | 0  |
| 養父    | 0     | 0    | 0    | 0     | 1  |
| 祖父母   | 0     | 0    | 0    | 0     | 0  |
| その他   | 0     | 0    | 1    | 0     | 0  |
| 計     | 14    | 4    | 12   | 15    | 9  |

## 2. 退所について

## (1) 退所児童の在所期間

| 区分         | 人員 |
|------------|----|
| 1年(12ヶ月)未満 | 1  |
| 12ヶ月～15ヶ月  | 4  |
| 16ヶ月～18ヶ月  | 3  |
| 19ヶ月～21ヶ月  | 2  |
| 22ヶ月～24ヶ月  | 0  |
| 25ヶ月以上     | 0  |
| 計          | 10 |

## (2) 退所時の引取先

| 区分     |             |         | 人員 |
|--------|-------------|---------|----|
| 家庭引取   | 就職          |         | 0  |
|        | 復学          |         | 2  |
|        | 進学          | 高校(全日制) | 0  |
|        |             | 高校(定時制) | 0  |
|        |             | 高校(通信制) | 1  |
|        |             | 専修学校    | 0  |
|        | 進学予定        |         | 0  |
|        | その他         |         | 1  |
|        | 小計          |         | 4  |
| 施設入所   | 児童養護施設      |         | 0  |
|        | 児童自立支援施設    |         | 1  |
|        | 自立援助ホーム     |         | 2  |
|        | 児童福祉施設以外の施設 |         | 2  |
|        | 小計          |         | 5  |
| 就職(自立) |             |         | 0  |
| 里親     |             |         | 0  |
| 無断外出退所 |             |         | 0  |
| その他    |             |         | 1  |
| 計      |             |         | 10 |

児童福祉施設以外の施設の内訳: 一時保護所(1)

その他: ファミリーホーム(1)